

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」

ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）

令和7年（2025年）3月
有限責任監査法人トーマツ

目次

はじめに	1
1 ガイドラインの目的	1
2 ガイドラインの対象	1
3 ガイドラインの活用方法	1
《ヤングケアラー支援の振り返り》	2
第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識	5
1-1 ヤングケアラーとは	5
1-2 ヤングケアラー支援がなぜ必要か	5
1-3 ヤングケアラーの支援対象を考える際の留意点	6
1-4 ヤングケアラー支援の対象年齢	6
1-5 ヤングケアラーの捉え方・支援者としての姿勢	8
1-6 各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度	9
第2章 ヤングケアラーの支援	12
2-1 ヤングケアラー支援の流れ及び関係機関の役割	12
(1) 支援の一般的な流れ	12
2-2 ヤングケアラーへの気づき	14
(1) ヤングケアラーに気づくための基本的な取組	14
2-3 ヤングケアラー担当部署への情報集約	25
(1) ヤングケアラー担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組	25
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	25
2-4 ヤングケアラーへの支援	33
(1) 支援調整から具体的支援までの基本的な取組	33
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	33
2-5 地域での見守り	42
(1) 支援実施後の基本的な取組	42
(2) それぞれの取組を行う際のポイント	42
2-6 18歳以上のヤングケアラーへの支援	43
(1) 18歳以上のヤングケアラー支援の概要	43
(2) 18歳未満のヤングケアラーへの支援との相違点	43
(3) 市区町村と都道府県の役割分担	47
(4) 18歳以上のヤングケアラーに関する広域的な調査	47
第3章 ヤングケアラーの支援体制	48

3-1 職員等の体制	48
3-2 ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の配置.....	50
3-3 人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）	52
(1) 人材育成	52
(2) 地域づくり	52
資料編.....	53
1 支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）	53
2 ガイドライン掲載内容一覧（取組状況チェック表）	54
3 参考文献	55

はじめに

1 ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、ヤングケアラー支援の担当部署（以下、「担当部署」という。）において、各自治体のヤングケアラー支援の流れ、役割分担を整理するなどの支援体制の振り返り及びヤングケアラー支援を充足させるための検討の一助にさせていただくことを目的としています。

2 ガイドラインの対象

- 本ガイドラインは、主にこども家庭センターの担当部署で活用いただくことを想定しています。ガイドライン上は、担当部署をこども家庭センター（児童福祉機能）と仮定して記載をしていますが、異なる部署が担当する場合であっても、担当部署に求められる役割等の確認の際にご活用いただけます（ヤングケアラー支援の中心となる部署が決まっていない場合は第1章、2章 2-1 を読み、担当部署を明確にしてからご活用ください）。
- また、第2章 2-2～2-5 では、担当部署以外の関係部署、関係機関も含め、ヤングケアラーと思われるこどもに気づいて以降の一般的な対応の流れを示しているため、担当部署以外の方も必要に応じご参照ください。

3 ガイドラインの活用方法

- 第1章ではヤングケアラーの定義やヤングケアラー支援の必要性などの基礎知識、第2章ではヤングケアラー支援の段階ごとの取組のポイント及び18歳以上への支援、第3章では、ヤングケアラー・コーディネーター（以下、「YCC」という。）や地域づくり等について、資料編では、参考文献等を紹介しています。また、多機関連携の参考として、別添の参考資料：仮想事例集もご活用ください。
- まずは、次頁《ヤングケアラー支援の振り返り》を行い、貴自治体のヤングケアラー支援の特徴を改めて確認いただくとともに、今後、貴自治体が取組を強化したいと考えるパートを適宜ご覧ください。

《ヤングケアラー支援の振り返り》

～Next Action はなんだろう？ ヤングケアラー支援の＋αを検討しよう！～

ヤングケアラー支援の一般的な流れ（以下、「支援の導線」という。）は大きく4つの段階に分けられます。各段階で各分野の関係機関がそれぞれの役割を担い、「気づく」～「地域での見守り」までの導線を、1つでも確保することが重要です。次頁の《振り返りシート》を使って、各自治体や地域ごとに今のヤングケアラー支援体制の振り返りを行いましょう。

また、「Next Action の取組の検討」はヤングケアラー支援を充実させるための入口です。ガイドライン内の対応する箇所を参考に、あなたの地域における＋αの取組を検討しましょう。

図表1：振り返り手順

	チェック手順	Next Action の取組の検討
Step1	各関係機関が、ヤングケアラー支援にどの程度関わってくれているか、次頁の《振り返りシート》を使って可視化してみましょう。	「△」が多い場合、まずは、ヤングケアラーに気づいてもらえるように、当該分野への周知啓発や研修等を行いましょう。 ⇒【p15 へ】
Step2	〈Step1〉の結果から、「気づく」～「地域での見守り」まで、支援の導線が1つ以上確保されているかを確認しましょう。	導線がつながっていない場合、導線を確保するための取組を検討しましょう。 ⇒【p15 へ】
Step3	貴自治体のどの地域でもヤングケアラー支援が行き届いているか、支援の質向上のために強化が必要な点がないか等について検討しましょう。	ヤングケアラー支援が行き届き、支援の質を一層向上させるために、関係部署間の連携強化や地域資源の更なる掘り起しなどについて検討しましょう。 ⇒【強化したい取組（4つの段階）に係るパートを参照】

《ヤングケアラー支援の振り返りシート》

ヤングケアラー支援の中心は、 () です。 ↓ 情報を集約する部署		ヤングケアラー支援の主な流れ			
		気づく 支援が必要となる 可能性のあることも に気づく	情報集約 窓口となる担当部門 に、支援が必要な ヤングケアラーの情報 を集約する	支援調整/ 具体的支援 支援担当部門・機関 がケースを受理してか ら、関係機関との支 援調整の上、支援開 始(経過観察を含む)	地域での 見守り 身近な関係機関に おいて見守りを継 続し、状況変化に 対応する
ヤングケアラー支援を担う 関係機関・地域資源等	学校・教育分野 ()				
	児童福祉分野 ()				
	若者支援分野 ()				
	高齢者福祉分野 ()				
	障害福祉分野 ()				
	母子保健分野 ()				
	医療分野 ()				
	その他の福祉分野等 ()				
	地域の施設/関係者等 ()				

【記載するマークの定義】

- ◎：現在、ヤングケアラー支援に関与しており、各取組のルール等もある。※顔の見える関係が構築されている状況
- ：現在、ヤングケアラー支援に関与している。
- △：現在、ヤングケアラー支援に関与する事業等を実施しているが、まだ連携調整等の話し合いはしていない。
- －：現在、ヤングケアラー支援に関与する事業を持っていない。そのような部署・資源はない。

【ヤングケアラー支援の振り返りシート活用時のポイント】

- 各分野で様々な機関があり、また、地域ごとの取組の濃淡がある場合など、分野ごとにマークをつけることが難しい可能性も考えられます。
- 連携を強化したい機関、取組を充実させたい地域があることに改めて気づく、ということも振り返りをする際の重要な点です。
- 分野ごとにマークをつけることは必須ではありませんので、ある程度振り返りができたと感じたら本編に進んでいただいても構いません。

《ヤングケアラー支援の振り返りシート（記載例）》

学校のスクールソーシャルワーカーや母子保健分野、あるいは周囲の大人から、児童福祉分野に直接相談がくるケースが多い。同意が得られたケース情報はこども家庭センター（児童福祉機能）へ集められ、直接支援等を実施。

ヤングケアラー支援の中心は、 （児童福祉分野） です。 ↓ 情報を集約する部署		ヤングケアラー支援の主な流れ			
		気づく	情報集約	支援調整/ 具体的支援	地域での 見守り
		支援が必要となる 可能性のあるこども に気づく	窓口となる担当部門 に、支援が必要な ヤングケアラーの情報 を集約する	支援担当部門・機関 がケースを受理してか ら、関係機関との支 援調整の上、支援開 始（経過観察を含む）	身近な関係機関に おいて見守りを継 続し、状況変化に 対応する
ヤングケアラー支援を担う 関係機関・地域資源等	学校・教育分野	◎	△	△	◎
	児童福祉分野 （こども家庭センター）	◎	◎	◎	△
	若者支援分野	△	△	○	△
	高齢者福祉分野	△	△	△	○
	障害福祉分野	○	○	○	○
	母子保健分野	◎	△	△	△
	医療分野	◎	△	△	○
	その他の福祉分野等 （生活保護）	○	△	△	△
	地域の施設/関係者等 （児童民生委員）	○	△	△	△

【有識者の声】



学校は家庭に対して介護や福祉の支援はしませんが、こどもの教育を受ける権利を保障するために、一生懸命に対応をしています。また、先生たちが話を聞いてくれるだけでもこどもの心理的な負担の軽減につながることもあります。

◎は少なくとも問題ありません。それぞれの自治体において、強みと弱みを的確に把握し、次に取り組むべきポイントを明確にすることが大切です。



第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識

1-1 ヤングケアラーとは

- 子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。一般的にこどもが家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。

図表 1-1：ヤングケアラーの例



出所：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

1-2 ヤングケアラー支援がなぜ必要か

- ヤングケアラーは、家族等のケアを担うことで、学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、自由に進路を選べない、自分のために時間やお金を使うことを諦めるなど、本来守られるべきこども・若者の権利を侵害されている可能性があります（ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利については、「資料編3 参考文献」参照）。
- その結果、勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、こどもの育ちや若者の自立に影響をきたしている場合には、支援が必要となります。

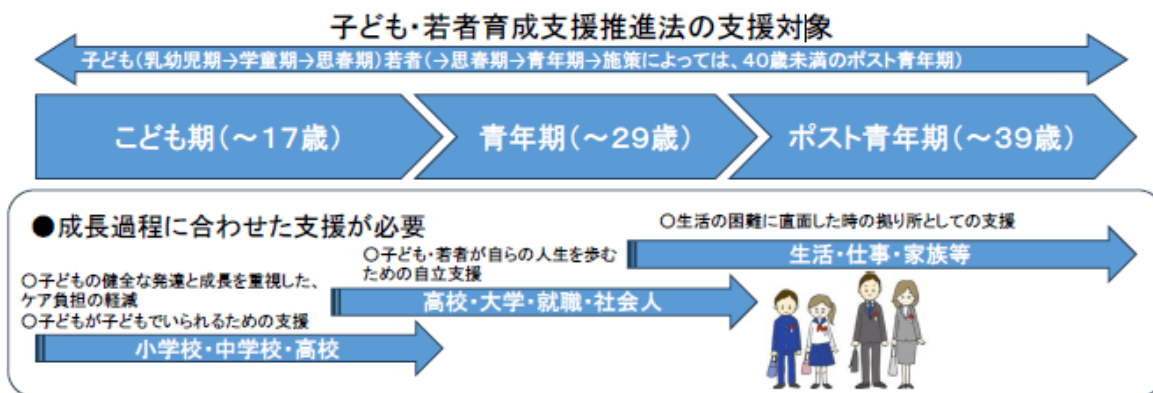
1-3 ヤングケアラーの支援対象を考える際の留意点

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」について、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（こ支虐第 265 号 令和 6 年 6 月 12 日）（以下、「施行通知」という。）では、「こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す」としています。
- 支援対象を判断する際には、一人一人の客観的な状況と主観的な受け止めを踏まえ、最善の利益に基づき個別に判断することが重要とされています。
- 客観的な状況とは、単にこども・若者が担うケアの時間数の多寡で判断するのではなく、本人に表出している影響（普段より元気がない、表情が暗いなど）や生活状況の変化（登校状況や生活態度が変わったなど）を含めて判断することが大切です。

1-4 ヤングケアラー支援の対象年齢

- ヤングケアラー支援が、子ども・若者育成支援推進法に位置付けられたことで、支援の対象となる年齢は 30 歳未満（状況によっては 40 歳未満）となり、こどもから大人へと移行する過程での、切れ目のない支援が求められています。
- こどもから大人への移行期は、進学や就職といった人生の重要な選択が重なる時期であり、この時期にヤングケアラーとして家族のケアを担っている場合、通常の成長課題に加えて大きな負担を抱えることになります。適切な支援が不足し、こども・若者が十分な選択肢を持てない場合、進学や就職の機会を逃し、自立や社会参加に影響が出る可能性が高まります。
- また、思春期に長期にわたってヤングケアラーの状態が続くと、精神的な不調を抱えるリスクが高まることも指摘されています。
- ヤングケアラーの成長過程に合わせた支援を提供することで、それぞれのライフステージに応じた課題を乗り越えやすくし、安心して自立への道を歩むための生活基盤を築いていけるようサポートすることが必要です（18 歳以上のヤングケアラーへの支援については、「第 2 章 2-6」参照）。

図表 1-2：ヤングケアラー支援の対象年齢イメージ



出所：豊橋市からの提供資料より抜粋

【コラム】18歳以上のヤングケアラー？若者ケアラー？

- 18歳以上のケアラーを指す言葉として、「若者ケアラー」や「ヤングアダルトケアラー」などの表現が用いられることもある。
- ヤングケアラー支援は、概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）を支援の対象年齢としている「子ども・若者育成支援推進法」に位置付けられている。そのため、法律上の「ヤングケアラー」という言葉には、こども期だけでなく、若者期（18歳以上）が内包されている。しかしながら、年齢によって支援の中心となる自治体が異なるため、都道府県が支援の中心となる若者期を示すに当たり、本ガイドラインでは、便宜上、「18歳以上のヤングケアラー」という表現を用いている。
- 「若者ケアラー」は、単に「18歳以上で家族のケアを担うケアラー」と理解されることがあるが、18歳未満の時から継続的にケアを担っている場合と、18歳以上になってからケアをするようになった場合では、状況が異なることも考えられる。
- 前者の場合、学校に通えなかったり、友達と交流する機会が持てなかったり、こどもにとって必要な時間が十分にとれなかったことで、不利益が蓄積し、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えることがあり、支援ニーズも後者とは異なる場合も多い。

【有識者の声】



法制化され、若者への切れ目ない支援が求められる一方で、どのように支援をするべきかが具体的にないため、引き続き、国や自治体において、より丁寧に議論していく必要があります。

1-5 ヤングケアラーの捉え方・支援者としての姿勢

- ヤングケアラー支援は、「かわいそうなこども・若者を助ける」というものではありません。ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るものであり、こども・若者がその中でケアを担う状況が生じることもあります。
- そのため、こども・若者が過度な負担や責任を負ったり、ケアを受ける家族が悪者になることのないよう、社会や大人が、こども・若者と家族を支える姿勢を持つことが重要です。
- また、こども・若者がおかれている状況や、ケアを担うことに対する考え方は多様で、一人一人が複雑な感情の中でケアを行っている様子も見受けられます。そのため、ヤングケアラー支援では、当事者の気持ちや意向、ペースに丁寧に寄り添うことが求められます。家族全体にとってよりよい支援の方向性を模索しながら、家族に関係する支援関係者と連携調整を図り、中長期的に支援していく姿勢が大切です。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援では、現在の状況への対応だけでなく、1、2年後などの少し先を見据えた視点も重要です。例えば、中学生の場合、高校進学について一緒に考えてみるなど、ちょっと先の未来の視点で、こどもの想いや意向などにも寄り添いましょう。

ヤングケアラーがケアを「負担」に感じることはあります。ただし、ケアを受ける家族の立場からすると、こどもに「負担」をかけてしまっていることに罪悪感や、ネガティブな印象を持つことにつながる場合があります。そのため、「負担」という言葉を安易に使わない（可能な範囲で言い換える等）ように意識することも大切です（例：心のケア負担軽減⇒心のケア など）。



1-6 各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。そこで、ヤングケアラー支援で多機関連携を行う上では、各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度を理解しておくことが望まれます。以下は、その例です。

図表 1-3：各分野におけるヤングケアラー支援に係る制度

	障害	医療		介護
			精神医療	
加算	(1) 医療・保育・教育機関等連携加算…a ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合にも算定できる	入退院支援加算 入退院支援加算 1 ：当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 3 日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。 入退院支援加算 2 ：当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 7 日以内に退院困難な要因を有している患者を抽出する。 退院困難な要因 ：（前略） セ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること ソ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること（後略）	精神科入退院支援加算 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部署を設置。原則として入院後 7 日以内に患者の状況を把握するとともに退院困難な要因を有している患者を抽出する。 退院困難な要因 ：（前略） コ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること サ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること（後略）	居宅介護支援における特定事業所加算 （令和 6 年度介護報酬改定） 「多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。」
	(2) 集中支援加算…a ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合にも算定できる			

	障害	医療		介護
			精神医療	
サービス提供時の留意点	○介護給付費等の支給決定に当たっては、子どもがいる家庭において、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう留意するとともに、特に子どもが主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮すること…a ○ヤングケアラーが障害のある親に代わって行う家事・育児等についても、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること…b			○訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて、利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではないこと…c
研修・マニュアル	相談支援従事者研修、相談支援従事者主任研修の標準カリキュラムの科目中にヤングケアラーの概念、ヤングケアラーに気づくための着眼点や対応する上で配慮する事項等について追加することを検討…a →こども家庭庁支援局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業実施要綱」「相談支援従事者主任研修事業実施要綱」にてカリキュラムに含む			厚生労働省にて、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」、「労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者支援取組ポイント」、「地域包括支援センターを対象とした家族介護者支援研修カリキュラム」、「家族介護者のつどいの場立ち上げ・運営マニュアル」を作成…d
通知・事務連絡	a) 令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」 b) 令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」			c) 令和4年9月20日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）」 d) 令和5年6月5日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアルについて（周知）」

	障害	医療		介護
			精神医療	
その他				第9期介護保険事業（支援）計画 「認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」として、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進める重要性を追記。 また、市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援の重要性について追記

※ 現状、医療分野の外来は診療報酬上の加算等はないが、入院患者と比較して外来患者の方が多く、外来の際の気づきも重要である点には留意されたい。

出所：各分野の制度内容を本事業にて整理

【有識者の声】



各種制度の中にもヤングケアラー支援に関わる様々な糸口があります。各分野での取組の中でヤングケアラーがどのように位置づけられ、支援者がどのような役割を担いするかを理解しておくことが重要です。

様々な分野が関係することもあり、行政に相談に行った際にたらいまわしにあってしまう人もいるようです。関係課が円滑に連携できるよう体制を整備しましょう。



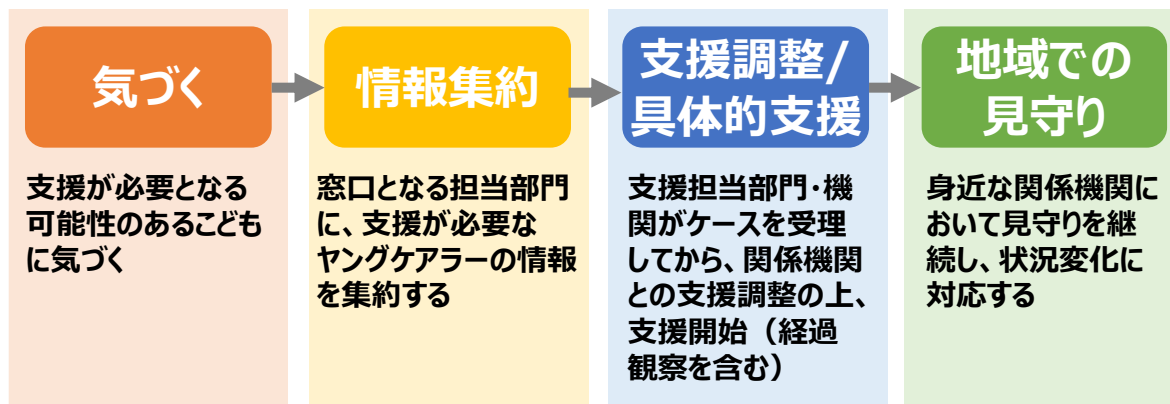
第2章 ヤングケアラーの支援

2-1 ヤングケアラー支援の流れ及び関係機関の役割

(1) 支援の一般的な流れ

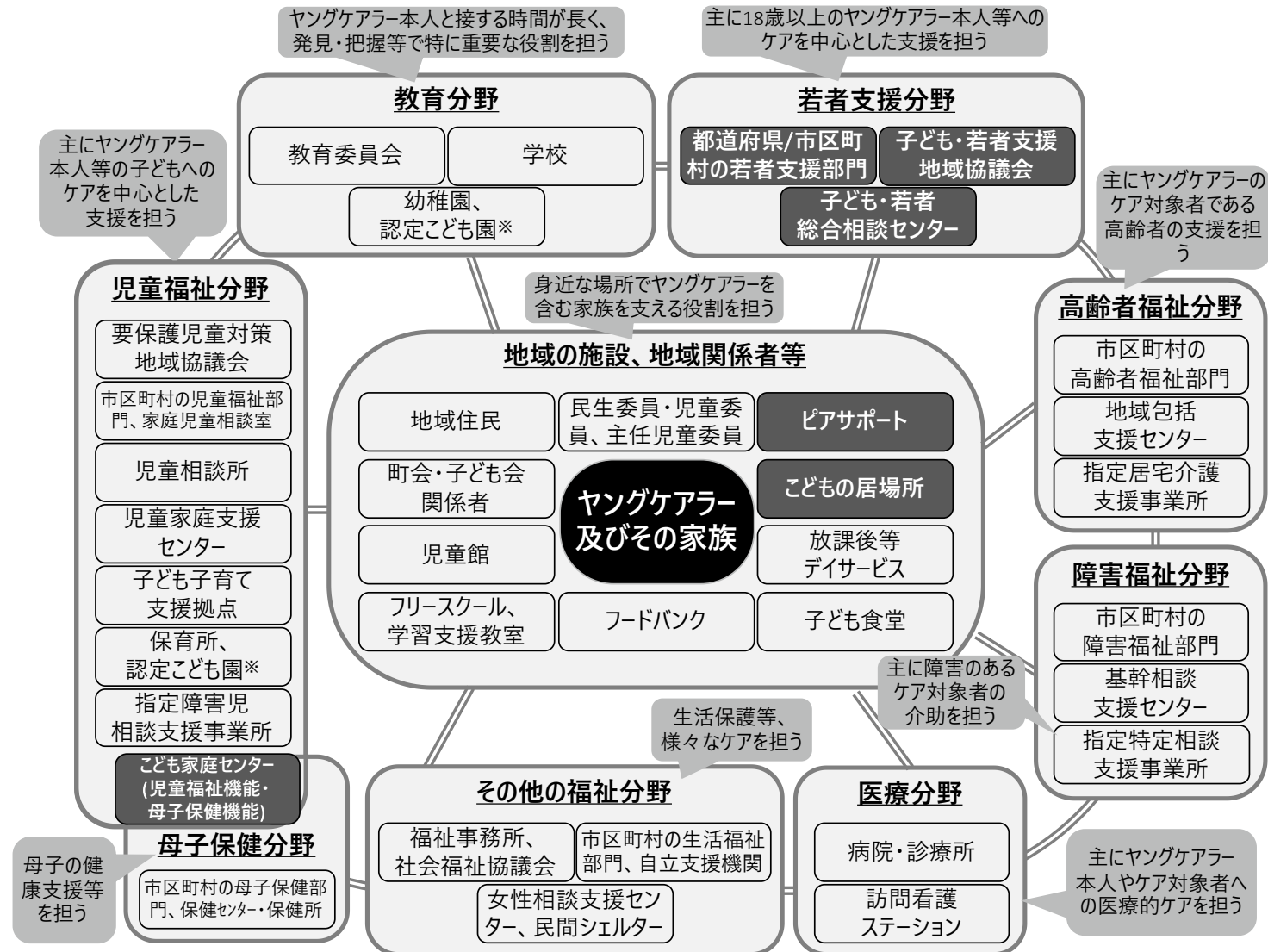
- ヤングケアラー支援の一般的な流れは大きく4つの段階に分けられます。
- 本ガイドライン「はじめに」の《ヤングケアラー支援の振り返り》を行い、貴自治体におけるヤングケアラー支援の特徴や、強み、弱みを確認するとともに、支援のどの段階を重点的に強化するか、また、連携を強化すべき関係分野に関する情報（こどもと接点のある事業の有無、こどもと接点のある民間団体を含む地域の資源等）を収集し、各機関が協力・連携でできることがないかを整理しましょう。

図表 2-1：ヤングケアラー支援の流れ



出所：本事業にて作成

図表 2-2：多様なヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関



出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）図表13を一部改変（灰色の網掛けの機関を追記修正した）

2-2 ヤングケアラーへの気づき

(1) ヤングケアラーに気づくための基本的な取組

- 支援の現場では、ヤングケアラー本人からの相談が少ないことを課題としていることが多くみられます。その理由として、自身が担っているケアを日常的なものと認識し、その負担を自覚していない場合や、ケアを担っていることを周囲に知られたくないという気持ちを抱えている場合などが考えられます。
- こうした状況下では、こどもから積極的に助けを求めること（自治体の相談窓口に来所する等）は、心理的なハードルが高く、なかなか実行に移せないことが多いです。
- そのため、こどもや家族に関わる周囲の大人が、こどもの小さな変化をキャッチする意識を持ち、こどもの状況変化や違和感に気づくことが重要です。
- 以下に、「気づき」のポイントをまとめています。

【気づきのポイント】

- ヤングケアラーに気づくためのポイントを整理しましょう
⇒ **参考 1** **資料編 3 参考文献**
- ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やしましょう
◇ 連携が必要な関係機関への研修やアウトリーチの実施 ⇒ **参考 2**
- 家庭内の困りごとについて、こども自ら SOS を発信できる機会を設けましょう
◇ こども自身への広報啓発 ⇒ **参考 3**
◇ 支援を必要とするこどもの確認 ⇒ **参考 4**

【有識者の声】



学校においては、不登校支援を入口としてヤングケアラー支援につながる場合もあります。「ヤングケアラーだから不登校になる」「不登校だからヤングケアラーになる」のいずれの場合もあります。不登校については、家族も悩んでおり、将来への不安を感じる場合も多いです。例えば、放課後登校、保護者面談・進路面談等の選択肢を提示し安心してもらうことも重要です。ただし、不登校の背景は複雑です。こどもや家族の意向を丁寧に聞き取り、必要な支援を慎重に検討することが求められます。



参考1：地域全体でヤングケアラーを支える仕組みの重要性

- ヤングケアラーを適切な支援につなげるためには、地域の様々な主体がその存在に気づき、情報を共有することが重要です。以下では、教育、医療、介護などの具体的な場面を通じて、ヤングケアラーに気づく可能性やその役割について説明します。

図表 2-3：分野別でのヤングケアラーへの気づきの例

分野	ヤングケアラーに気づく可能性
教育	学校は、こどもと日常的に接する機会が特に多いことから、登校状況や生活態度の変化など、こどもの些細な変化に気づくことが可能です。また、スクールソーシャルワーカーは福祉の視点から、スクールカウンセラーは心理の専門性から、こどもたちの抱える課題に対し、専門的な支援と助言を行う中で、家庭内でのこどもの役割や状況に気づくことがあります。
医療	ケア対象者への問診や診察の機会などにおいて、患者本人やその家庭の生活状況を聞き取る際に、ケアを担っているこどもを確認できる可能性があります。また、薬局においても、こどもが家族の処方箋を出しに来る場面があれば、家庭内でのこどもの役割や状況に気づききっかけとなります。
介護、障害福祉	サービス提供時（訪問時、送迎時等）に、家族と直接接する機会があるため、家庭内でこどもが担っているケアの状況などを把握できる可能性があります。
地域の居場所	地域の居場所やコミュニティ活動の中で、ヤングケアラーの存在に気づく役割を担い得ます。

出所：本事業にて作成

参考2：ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やすには？

- 学校や高齢者福祉、障害福祉等の関係機関では、日頃からこどもや家族と接する機会があるものの、ヤングケアラーへの理解が十分でないため、その存在に気づけなかったり、気づいても適切な対応やつなぎ先となる支援機関が分からないという場合も少なくありません。
- ヤングケアラーに気づける周囲の大人（関係機関）を増やすためには、担当部署が関係機関に積極的に向き、顔の見える関係を構築するほか、ヤングケアラーに関する研修を通じ、気づいた後の支援の導線について説明することが大切です。なお、研修の開催に当たっては、各機関で研修を実施できる人材育成も重要です（3-3(1)参照）。
- 具体的なアウトリーチ先の例を以下に示します。

図表 2-4：主な研修対象（アウトリーチ先）

学校・教育分野	◇ 各学校等
高齢者福祉分野	◇ 地域包括支援センター等
障害福祉分野	◇ 基幹相談支援センター等
医療分野	◇ 医師会、中核病院の医療連携室、訪問看護事業者、歯科医師会、薬剤師会等
精神保健分野	◇ 保健所等
生活保護分野	◇ 福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等
その他福祉	◇ 社会福祉協議会、地域若者サポートステーション等
地域	◇ こども・若者の居場所、フリースクール、こども食堂、児童館、民生委員、児童委員等

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



学校と連携を図る上で、スクールソーシャルワーカー等の専門職とつながりを持つことは重要です。ただし、学校以外に情報を出す場合には、校長等の管理職の承認が必要な場合があるため、それぞれにアプローチすることを意識しましょう。

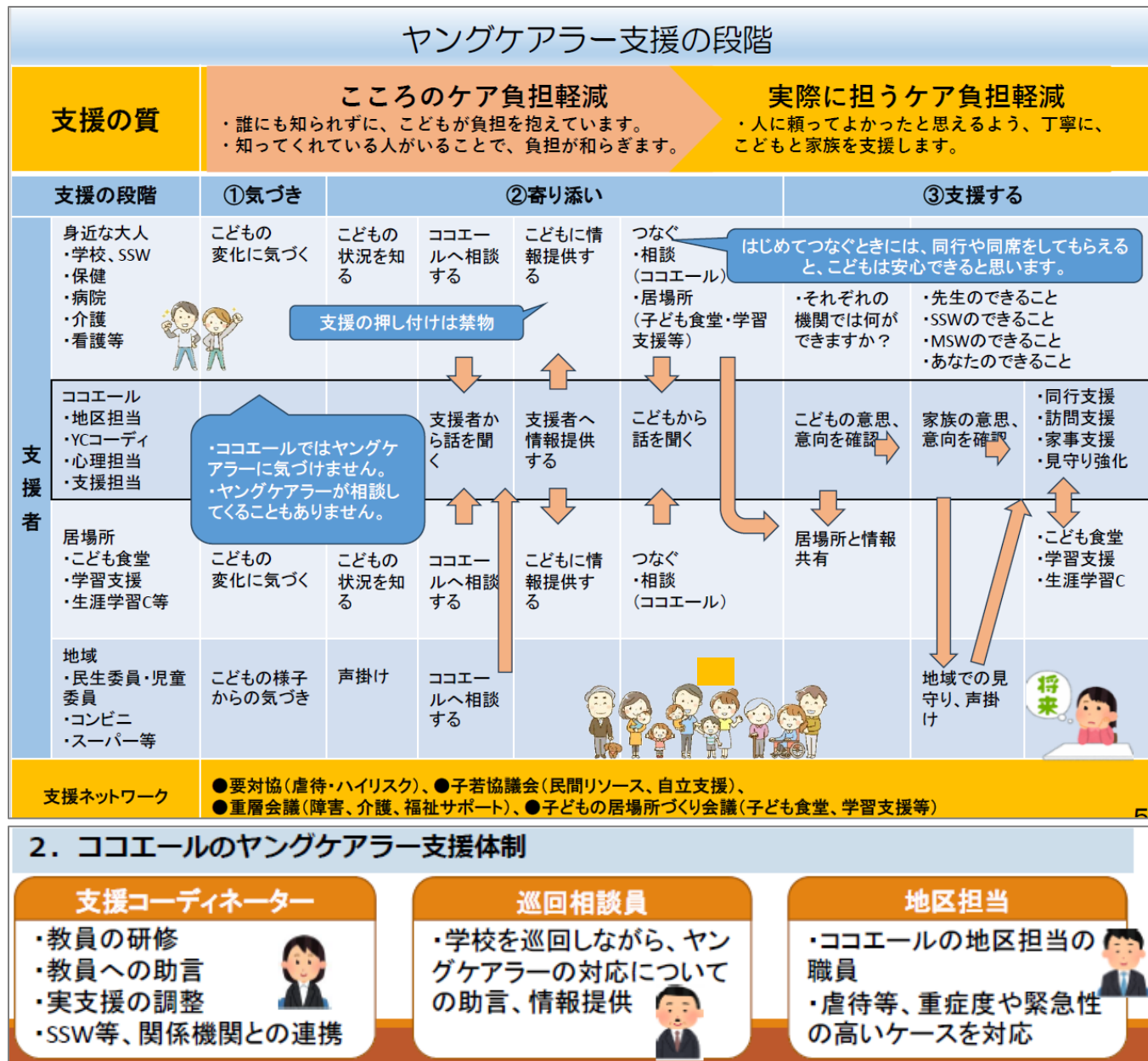
＜先行事例紹介①（分野を絞って重点的に取り組む事例）＞

- 神戸市では、ヤングケアラーに気づける大人を増やすために、高齢者福祉、障害福祉、生活保護等、毎年1つの分野を絞り、当該分野の関係者と、事例を通して議論を重ねるとともに、研修会にて当該分野の支援者の理解を深める取組をしています。

＜先行事例紹介②（学校へのアウトリーチ）＞

- 豊橋市では、こども若者総合相談支援センター「ココエール」（こども家庭センターの児童福祉機能も有する）がヤングケアラー支援を担当しています。
- 学校へのアウトリーチをする際には、ヤングケアラー支援は2段階のフェーズ（①こどもの心のケア負担の軽減、②こどもが担うケア負担の軽減）があると伝えています。
学校の先生は、普段こどもに何気なく声をかけていても、ヤングケアラーに対しては「何をしたらよいか分からない」と感じることも少なくないようです。しかし、その何気ない声かけが、支援の一部である「①こどもの心のケア負担の軽減」に該当し、非常に大事な行動であることを伝えながら、学校との連携強化を図っています。

図表 2-5：学校へのアウトリーチを行った際の説明資料



出所：豊橋市からの提供資料より抜粋

参考3：広報啓発方法の例

- 家庭内の困りごとについて、こどもが自ら SOS を発信できる機会を設けるに当たっては、こどもや家族に対して、ヤングケアラーとよばれる状態像や、ケアに困ったときに相談できる窓口、利用できるサービス等について広報啓発を行うことが大切です。
- なお、広報啓発を実施する際は、「ヤングケアラー」という言葉自体が家族を傷つける可能性がある、という調査報告等での示唆にも留意が必要です（「資料編3 参考文献」参照）。

図表 2-6：広報啓発方法の例

こどもに対して 対面で広報啓発 を行う方法	✧ 学校での出張授業（学校での寸劇ワークショップ※など） ✧ 相談窓口を記載したカードやチラシ等の配布、又は、こどもの目に留まりやすいところに設置
-----------------------------	--

※寸劇ワークショップとは、寸劇を通してこどもたちに「ヤングケアラー」や支援のあり方を知ってもらう活動のことをいう。小中学校などで行われる場合があり、脚本づくりにヤングケアラーたちが関わることもある。

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



こどもたちからは「私たちにとって必要な情報が公表されていても、HP や新聞、テレビはあまり見ない。確実に情報が届くように、学校教育の中で学べる機会を作ってほしい。」という声があり、こどもたちに必要な情報を直接届けることの重要性を改めて感じています。

学校での出張授業やこども向けの啓発動画を検討する際は、児童福祉分野や、精神保健分野における実務経験のある人など、こどもの心理や福祉の専門家を交えて検討するとよいでしょう。意図せずこどもを傷つけてしまわないよう、トラウマインフォームドケアの視点を持つことも大切です。



学校での出張授業、保護者への説明会は、前年度からの調整が有効（学校は年間行事を前年度に一括して予定を組む場合がある）です。また、学校が不安に思う部分を改善し、保護者からの問合せ対応を市が対応するなど、なるべく学校の負担にならないよう配慮すると理解が得られやすいです。また、教育委員会を巻き込むと学校との調整がスムーズです。

市区町村においては、こども家庭センターがヤングケアラー支援の中心となりますが、同センターは虐待対応も担うため、こどもや家族が虐待を疑われていると感じ、支援を受けることに不安を感じる可能性があります。

そこで、こども家庭センターは、子育ての相談、育児に関する情報提供、地域資源の紹介など、子育て家庭を多角的にサポートしているといった役割を、こどもや家族に説明する機会を設けることも有効です（学校での出張授業を行う場合も、こども家庭センターの細かな説明ではなく、こども自身の悩みの相談対応も含め、どのようにこどもや家族の力になられるかといった役割を中心に話す）。



ヤングケアラー自身も、困ったときに「助けて」「手伝って」と言える力をつけることが重要です。その一方で、「そもそも支援を受けられることを知らない」というヤングケアラーたちもいます。こどもたちの受援力を高めるきっかけとして、学校以外にも、スーパーや医療機関等、こどもに身近な場所にチラシ等をおいてもらうことも効果的だと考えられます。

《先行事例紹介①（京都府：啓発マンガを活用した事例）》

- 京都府では、ヤングケアラーへの理解を深め、当事者世代の認知度向上や相談窓口等の周知を図るため、ヤングケアラーを主人公にした啓発マンガを作成し、府内の全ての中学・高校生に配布しています。「ヤングケアラー」という言葉をほぼ使用せずに作成されています。



出所：京都府ホームページ

《先行事例紹介②（埼玉県：県内の小・中・高校等出張授業を行う事例）》

- 埼玉県教育委員会は、教職員や児童生徒、保護者がヤングケアラー（18歳未満の介護者等）に対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を、県内小・中・高校で実施しています。

【実施内容】

(1) 児童生徒・教職員向け講演会等	元ヤングケアラーによる体験談及び大学教員等による講演等
(2) 学校における相談支援に関する教職員研修	教育行政担当者による校内研修
(3) 元ヤングケアラーとの交流相談会	元ヤングケアラー等による児童生徒との交流相談会

《先行事例紹介③（高崎市：広報誌、駅周辺の大型モニターでの啓発事例）》

- 全世帯に配布する広報誌でヤングケアラーについての特集を組んだり、啓発動画を作り、市のホームページに掲載するほか、こどもが集まる高崎駅周辺の大型モニターで放映するなど、広くヤングケアラーを知ってもらうための取組を行っています。

【有識者の声】



「ヤングケアラー」という言葉で傷ついてしまうご家族やこどもたちがいるのも事実ですが、他方でその障壁を超えてよかったと感じている人たちもいます。そのため、ヤングケアラー支援につながってよかったと思える支援の形を作っていくよりほかないですし、大事なことはヤングケアラー支援の効果を社会に共有していくことです。



参考4：支援が必要となる可能性のあるこどもに、どのように気づけばよいの？

- 支援が必要となる可能性のあるこどもに気づくには、日頃からこどもと接する機会の多い、学校との連携が重要となります。
- 施行通知では、主に市区町村の役割として、「関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市区町村においては、3の（1）※のとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要である」としています。 ※ 詳細は施行通知参照
- 支援が必要となる可能性のあるこどもに気づく方法としては、施行通知で示す任意の記名式等による実態調査のほか、様々な方法が考えられます（図表 2-7 参照）。
- ただし、どのような方法で行うとしても、調査等を実施する前に、こどもの年齢や理解度に合わせ、以下のような内容を説明し、こどもたちがヤングケアラーについて正しく理解したうえで、回答や相談できるような環境を整えることが大切です。なお、説明に当たっては、出張授業や国のヤングケアラー普及啓発事業における啓発動画等を視聴することも考えられます。
 - ヤングケアラーの定義
 - お手伝いとの違い
 - 日常生活や将来にどのような影響を与えるのか
 - 回答や相談をした後にどうなるのか（必要に応じて面談をする等）
 - どのように支援が受けられるのか
- なお、家庭によっては、家庭内の状況（家族の疾患や障害の有無等）を周囲に伝えていない場合や、その状況を周囲に知らせることに抵抗感や不安感を抱いている場合もあるため、こどもがアンケートに回答することや家庭内の困りごとを相談することにも、心理的な抵抗や負担が伴う場合があると十分に理解しておく必要があります。

図表 2-7：調査等の実施方法の例

	実施方法	内容	留意点
1	任意の記名式によるアンケート調査（新規のアンケート調査）	➢ 担当部署から学校等の関係機関を通じて行う、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケート。 ➢ 相談希望がある場合のみ記名できる欄を設けることで、支援対象者の気づきにつなげる。 ➢ 設問案等は、次頁参照。	【こどもへの配慮】 ➢ こどもが安心して回答できるように、調査の目的や、回答後の対応を分かりやすく示すことが大切です。 ➢ 例えば、「(任意の記名式の場合) 名前を書かないこともできる」「記名があった場合(※)、必要に応じて、学校（又は自治体の相談窓口）にも相談することがある」「回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討する」など、対応の流れを事前に伝えることで、不安を軽減できます。 また、アンケート実施後から対応までに時間がかかる場合は、面談や支援の実施時期の見込みを記載することも大切です。 ※児童生徒がアンケート等に記名で回答し、支援が必要と思われる内容が含まれていた場合を指す（以下同様）。 【アンケート実施体制等における留意点】 ➢ 記名があった場合の対応方法については、調査実施前に、関係機関と調整しておくことが重要です（こどもの様子等を気にかけて、必要に応じてフォローできる体制を整備しておく等）。 ➢ アンケート等を回収した後、記名の有無は、優先的に確認しましょう（調査を外部委託する場合も、記名の有無を先に報告させる等の調整が大切です）。 ➢ また、記名の有無は漏れなく確認し、確実に対応できるよう、可能な限り複数名で確認するとよいでしょう。
2	生活実態調査等の既存調査の活用	生活実態調査など、既に学校等で実施している調査項目に、こどもが担うケアの状況等の情報を得るための設問を追加する。	既存調査に組み込む場合、設問数が限られることから、その後、個別に面談を行うなど、フォローアップも必要になります。（その他の留意点については、同上）
3	教員等によるこどもの面談	教員の行う、こどもとの個別面談を通じて、家庭での困りごと等を、個別に聞き取る。	学校とのきめ細やかな調整が重要です。
4	書面での相談受付	学校等を通じて、こどもが家庭での困りごとなどを相談できる「相談レター」などを配布する。	他の方法と比べて、こどもの状況に関する情報を十分に収集できない等、網羅性の観点では課題があります。しかし、周囲の大人がこどもの変化に気づけるよう、関係機関向け研修の強化や、家庭で担っているケア負担等を、こども自身が振り返ることができるような工夫（啓発）を併せて行うことで、これを補完することも考えられます。
5	アプリを活用した相談フォームの開設	学校に配付されたタブレット内に、家庭での困りごとなどを相談できるアプリをインストールする。	

【有識者の声】



記名による回答のあったこどもに話を聞いてみたところ、ヤングケアラーではなく、他の課題が確認される場合や、発達に特性があるこどもが相談を希望することも考えられます。アンケート調査にはそのような特性があることを認識しておくとよいでしょう。

【アンケート調査】

- 設問数や方法等に様々なバリエーションが考えられるため、以下の例を参考に、自治体に合った方法を検討しましょう。

図表 2-8：アンケート調査の設問例

設問数	設問の視点及び設問例	留意点
1 問	広く生活の困りごとを聞く中で、ヤングケアラーに気づく。 (設問例) ➤学校以外での困りごともしくは家庭での困りごとはないですか。	➤設問数に限りがあるため、ヤングケアラー自身に気づきを与えることにはつながりづらい。 ➤ヤングケアラーにあたらない場合も含まれるため、詳細なアセスメントが必要。
4 問程度	ヤングケアラーに特化した最低限の質問で、こどもがおかれている状況を多面的に確認する。 (設問例：ケアの有無及び家庭内での役割) ➤家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(いる/いない/話したくない) ➤あなたはどのようなお世話をしていますか。家の中での役割を教えてください。(家事/きょうだいのお世話や送り迎え/入浴やトイレのお世話/買い物や散歩に一緒に行く/病院へ一緒に行く/悩みごとを聞く/見守り/通訳/お金の管理/薬の管理/その他) (設問例：ケアが求められる程度) ➤上の質問で答えた役割は、あなたがやらなかったらどうなりますか。(母がやる/父がやる/きょうだいがやる/他の家族がやる/誰もやらない/その他) (設問例：サポートの希望・負担感) ➤家族のことで心配なことや相談したいことはありますか。(ある/ない) ⇒ある場合は誰に相談したいか○をつけてください(担任/保健室)	➤こどもが、自身のケア負担を振り返ることができる(気づきにつながる)設問になっていることが望ましい。 ➤こどもの年齢や日本語の習熟度等によっては「ケア」を理解しづらい場合もあるため、イラスト等を活用することが考えられる。 ➤設問の追加が可能である場合、「こどもの権利が守られているか」、「心身にかかる負担の程度」、「こどもの孤立の状況」といった視点を踏まえた項目の追加が考えられる(「資料編3 参考文献」参照)。

設問数	設問の視点及び設問例	留意点
20 問程度	の先生/その他の先生/スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカー/学校以外の相談機関の人) ヤングケアラーに特化した詳細な内容で、普段の生活、家庭や家族のこと等の実態を把握する。 (「資料編3 参考文献」参照) (設問例：普段の生活について) ➤あなたは学校を欠席したり、遅刻や早退をしたりすることがありますか。 ➤あなたが悩んでいることはありますか。等 (設問例：家族や家庭のことについて) ➤家族の中にあなたがお世話をしている人はいいますか。 ➤あなたはどのようなお世話をしていますか。 ➤お世話が必要なのはどのような理由ですか。 ➤お世話は誰と一緒にしていますか。 ➤あなたは何歳からお世話をしていますか。 ➤あなたはどのくらいお世話をしていますか。等	➤質問数が多く、こどもの気づきが心理的な負担になる可能性がある。 ➤必要に応じ、スクールソーシャルワーカー等を中心としたフォロー体制を整備しておくことが望まれる。 ➤こどもの年齢や日本語の習熟度等によっては「ケア」を理解しづらい場合もあるため、イラスト等を活用することが考えられる。 ➤特に小学生年代等においては、回答自体に負担が大きい場合もある。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援の先進国であるイギリスでは、ヤングケアラーだけを取り上げた調査はせず、スクールナース（学校の看護師）が体や生活習慣といった健康に関わる全てのことを把握する中で家庭の状況もあわせて確認しているところもあります。

学校では勉強のことしか相談できないと感じているこどもも多くいます。
 「家で困っていることがないか」を問う設問が含まれていることで、家庭内のことでも学校に相談してもよいと感じることができるでしょう。

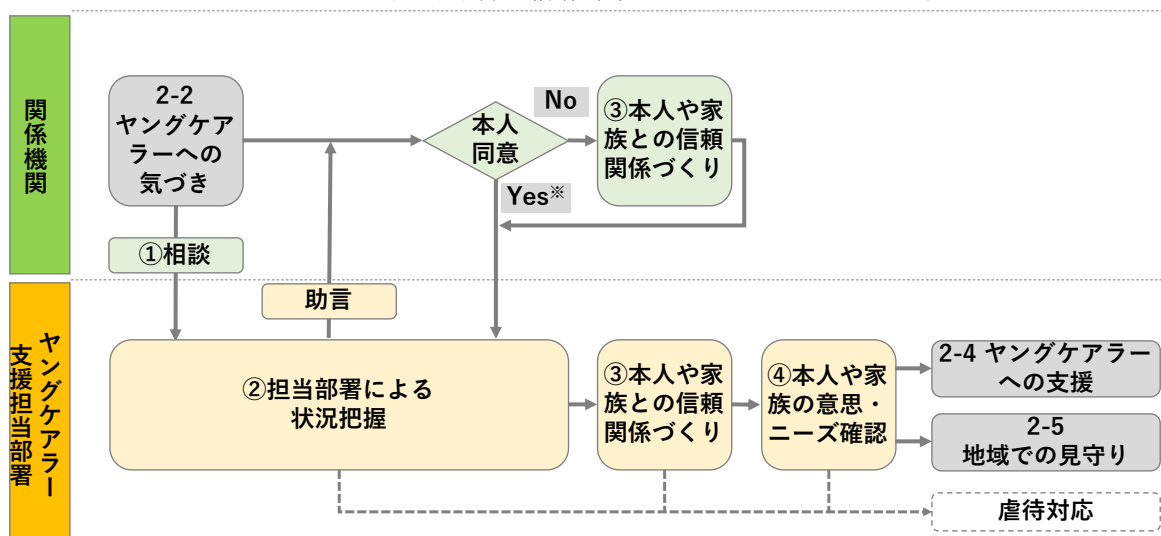


2-3 ヤングケアラー担当部署への情報集約

(1) ヤングケアラー担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組

- ヤングケアラーに気づいた後の一般的な流れ、担当部署及び関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。
- なお、担当部署は、後述の(2)の内容も踏まえ、関係機関が円滑に対応できるように、各自自治体におけるフローや情報連携の窓口等を明確にするとともに、関係機関が対応に迷った際には、適切な助言を行うことが求められます。
- また、関係機関に対して、担当部署に情報が集約されてから実際の支援に至るまでのフローについて、研修などを通じて、共有することも大切です。

図表 2-9：ヤングケアラーに気づいた後、
ヤングケアラー担当部署に情報集約をするまでの一般的な流れ



※ 関係機関から直接こどもの居場所やサロン等につなぐ場合も考えられる

出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

① 相談（実施主体：関係機関）

- 「ヤングケアラーかもしれない」と気づいた際は、事態の深刻化を予防する意味でも、気づいたときにそのままにしないことが重要です。
- こどもの同意が得られておらず、個人情報をもった状態であったとしても、関係機関だけで抱えずに、その時点で把握している情報（個人情報を除く）を基に担当部署に今後の対応



などを相談しましょう。例えば、学校で気づいた際は、スクールソーシャルワーカーから YCC や担当部署に連絡をするなどの連絡経路が考えられます。

- 具体的な支援を提供する段階においては、基本的にこどもや家族からの同意が必要ですが、同意が得られない場合でも、関係機関における見守りを継続するほか、必要なときにこどもや家族が助けを求められるような関係性を築くことが求められます。
- こどもの福祉を脅かすような状況が疑われる場合、関係機関は、「要支援児童等と思われる者」として児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項（及び個人情報保護法第 27 条第 1 項）に基づき、こどもの同意の有無に関わらず、確認できた情報を、市町村（こども家庭センター等）に提供する必要があります。支援に際し、担当部署及び関係機関は、会議体の構成員に法律上の守秘義務が課せられている枠組み（図表 2-10 参照）を活用し、各法律の規定に従って対象となる個人の情報を必要な範囲で関係機関と共有することが可能です。

図表 2-10：個人情報の共有をする際のネットワーク体制の例^{※1}

分野等	会議名	中心機関	法的根拠
児童福祉	要保護児童対策地域協議会 ^{※2} (以下、「要対協」)	要対協調整機関 (こども家庭センター等)	児童福祉法 第 25 条 2
若者支援等	子ども・若者支援地域協議会 ^{※3}	若者支援主管課等	子ども・若者育成支援推進法 第 19 条
生活福祉	生活困窮者自立支援法に基づく 支援会議	福祉事務所、 自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法 第 9 条
障害福祉	(自立支援) 協議会	基幹相談支援センター、 相談支援事業所等	障害者総合支援法 第 89 条の 3
高齢者福祉	地域ケア会議	地域包括支援センター、 介護保険主管課等	介護保険法 第 115 条の 48
重層的支援体制整備事業	社会福祉法に基づく 支援会議	重層的支援体制整備事業の 推進機関 (福祉政策主管課等)	社会福祉法 第 106 条の 6

※1 上記のほか、自治体独自で条例を定め、守秘義務を課した会議体で情報共有をしている自治体もある。

※2 要対協の対象児童は虐待を受けたこどもに限られず、要支援児童等と思われるヤングケアラーについても対象とすることも可能である。

※3 子ども・若者支援地域協議会におけるヤングケアラーに関する個人情報共有は、現状、原則 18 歳未満の本人情報は共有可だが、家族情報や 18 歳以上のヤングケアラーについては当該家族や本人同意が必要となる。

出所：本事業にて作成

【有識者の声】



ヤングケアラーの中には学校に通っている子もいれば、十分に通えず、学習面の課題を抱えている場合や、発達特性がある場合もあります。そのため、それぞれの状況を考慮した対応が求められます。学校では、ヤングケアラーかもしれないと感じる生徒がいた場合、教員から直接ヤングケアラー支援担当に相談するほか、まずはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談し、ヤングケアラー支援担当と連携することも考えられます。

乳幼児期の母子保健で気づいたヤングケアラーや家庭の課題が、就学時に十分に引き継がれていない場合があります。ヤングケアラー支援における予防的な観点から、早期の段階で把握した情報を学校と共有し、就学後も継続的に見守ることができる体制づくりが大切です。



教育現場において中学校から高等学校への進学時に情報共有がされないことが多いという課題もあります。中学卒業から高校進学の際の引継ぎは、継続支援の観点からも重要です。

ヤングケアラー支援では本人の意向等の尊重が重要であり、担当部署につなぐことについて本人の同意を得ることが原則ですが、「要支援児童等と思われる者」(児童福祉法第21条の10の5)として、個人情報を共有することも可能



こどもに不審なアザや、着衣が著しく汚れている、健康状態が悪い、長期欠席が続くなど、虐待の兆候が疑われる場合は、速やかにこども家庭センターへご連絡ください。

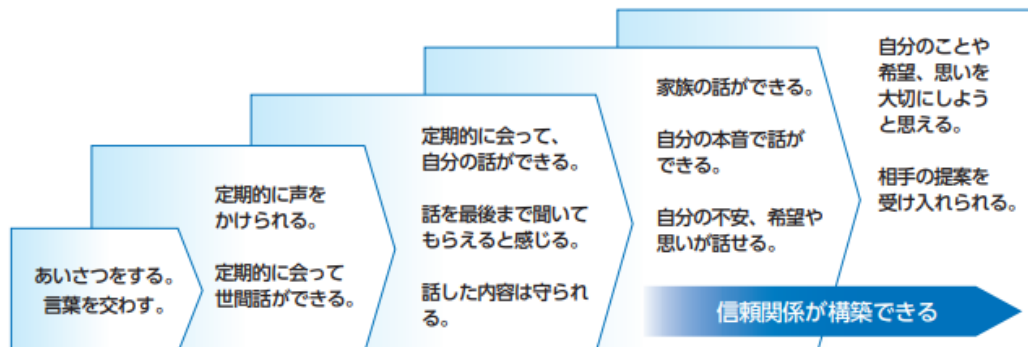
② 担当部署による状況把握（実施主体：担当部署）

- 担当部署が、要対協の担当を兼ねている場合、関係機関から相談を受けた際に、虐待をはじめとした要保護・要支援児童等に該当するかなどを判断し、該当する場合は虐待相談等として受理して対応します（担当部署が、要対協の担当を兼ねていない場合は、各自治体の基準に従い要対協につながります）。その他の場合は、「③本人や家族との信頼関係づくり」に進みます。
- 特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害などがあるために日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該子どものみであったりするなど、保護者に対するケアを当該子どもが長時間担っているケースが想定されます。

③ 本人や家族との信頼関係づくり（実施主体：担当部署、関係機関）

- ヤングケアラー支援においては、支援者側が必要だと感じていても、子どもや家族が支援を望まなかったり、拒んだりすることがあり、支援につなげることの難しさが指摘されています。
- 信頼関係が十分に構築されていない段階で、無理に支援につなげようとする、大人への不信感を招き、かえって支援を拒否される可能性もあるため留意が必要です。
- このような場合、支援を急ぐのではなく、まずは、子どもや家族の気持ちやペースを尊重し、困ったときに相談してもらえるような信頼関係を築くことが必要です（子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点については「資料編3 参考文献」参照）。関係構築には時間がかかりますが、継続的な関わりの中で、徐々に関係を深めていくことが求められます。
- また、1回の面談や訪問だけでは、子どもや家族が望む支援メニューを容易に提示できない場合もあるため、継続的な対応が求められます。
- ヤングケアラー支援は一つ間違えると、子どもや家族を傷つけることになりかねません。子どもとの会話の中で状況を把握する際も、子どもが二次受傷をしたり、トラウマ反応が出る可能性や、帰宅後にしんどさを感じることもある点には留意が必要です。
- 学校であれば、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職、学校以外の場合は、ヤングケアラー専門部署とも連携し、一緒に話を聞くことなどが考えられます（こころのケアとその影響について理解するための心理教育用の教材及びその活用のための支援者向けガイドについては「資料編3 参考文献」参照）。

図表 2-11：信頼構築の過程



出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）

図表 2-12：信頼関係の構築に向けたヒント

- 定期的に会って、何気ない会話を重ねる。
- ヤングケアラーのケアに対する想いは多様と認識する。
- ヤングケアラーが担っている役割やケアを否定しない。
- 大人側の価値観で褒めない。押し付けない。
- 知られたくないと考えている場合は、本人の気持ちをくみ取る。
- 時間をとって、じっくり話を聴く。根気強く話を聴く。
- 口を挟まず、最後まで話を聴く。
- 知り得たことは他の人に（家族にも）話さない。話す時は本人に確認する。
- 信頼関係ができるまでは、すぐにアドバイスをしない
（アドバイスが、本人にとっては「注意」と捉えられる可能性がある）。
- いつでも、どんなことでも相談してよいと伝え続ける
（これからも、継続して理解者・支援者であることを伝える）。

出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）

図表 2-13：支援につながるまでに時間がかかるときの対応例

① 具体的な支援以外にできること

- 今すぐ支援につながらなくても、こどもや家族の気持ちに寄り添いながら、予防的な観点でつながりを持ち、様子を気にかける。
- 学校の進級・進学、就職、家族の健康状態の変化などのライフイベントに応じて支援が必要となることを関係機関と共有し、予測される変化（図表 2-14）に対し、事前に対応を検討するとともに、その時々で利用可能な支援について、適切なタイミングで情報提供を行う。

② 支援につなげるためにできること

- 図表 2-10 のネットワークを活用し、家庭へのアプローチにおける役割分担や協働方法を検討し、最適なアプローチ方法を模索する（3 者以上の関係性）。
- ヤングケアラーに気づいた機関と担当部署が図表 2-10 のネットワークなどの枠組みを活用し、今後の見通しを共有する（2 者の関係性）。
- 支援者との相性によって、こどもや家族が相談しやすいかどうかが変わるため、可能な範囲で複数人が関わり、支援を受け入れやすくする。

出所：本事業にて作成

図表 2-14：生じうる状況変化の例

- 本人がヤングケアラーであることに気づいた際の変化
（安心感が生まれ、こどもの様子に変化が生まれる）
- 支援実施に伴う本人・家族の状況の変化（家族関係の変化を含む）
- 本人の生活の変化（学校の長期休み等）
- 本人の成長・ライフステージの変化（進学等）
- ケアを受けている家族の状況の変化（入退院・施設入所等）
- それ以外の家族の状況の変化（出産、離婚等家族構成の変化等を含む）

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和 5 年 3 月）を基に作成

【有識者の声】

支援を望んでいなくても、話を聞いてもらえて安心できた、一緒に考えてもらえて嬉しかったと感じるこどももいます。ただし、話したことを親にも言ってほしくないというこどももいるので、こどもから聞いた話を誰かに話す際は、こどもに確認をとりましょう。



効果的に支援につなげている自治体においては、こどもや家族の気持ちに寄り添うことを重要視し、1年以上かけて支援につながっているケースもあります。支援につなげることを焦らないようにしましょう。
こどもや家族に寄り添うことが支援につなげるための一番の近道であると考えられます。



学校のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどは、それぞれで専門性が異なるため、よく特徴を理解したうえで連携しましょう。また、学校に専門職が配置されていない場合も多く、配置されている学校から面談にきてもらうなどの連携が大切です。



④ 本人や家族の意思・ニーズ確認（実施主体：担当部署）

- こどもや家族が現在の状況や支援の必要性をどのように考えているかを確認することが求められます。
- 特にこどもは自分の将来をイメージできていなかったり、将来への漠然とした不安を抱えたり、自分にはどんな選択肢があるのかを具体的にイメージできていない場合も少なくありません。こどもや家族が利用可能な支援等を提示したうえで、希望を聞くことが望まれます。
- こどもや家族へのアプローチは、信頼関係のある人からのアプローチが基本（支援の専門家に限らない）となります。そのため、こどもや家族と日頃から接点のある関係機関にいかにより協力してもらうかが重要であり、関係機関との関係づくりや関係機関への啓発が担当部署における重要な役割となります（こどもが相談窓口につながらなかったとしても、学校のスクールソーシャルワーカー等につながる場合もあります）。
- 状況によっては、2-4（2）①に記載するアセスメントを兼ねて行う場合も考えられます。また、2-4（2）④に記載する終結に当たる場合は、地域の見守りに移行する場合も考えられます。

【ヤングケアラーの声】



どのような支援が必要かを聞き出そうとする姿勢や解決を急ぐ姿勢が見えてしまうと本音が言えなくなる。支援をしたいという気持ちを前面に出されると、大ごとになるのではないか、家族を悪者にされるのではないか、と脅威に感じてしまう。こうした気持ちを汲み取ってほしい。

こどもから相談をするのはとても勇気がいることで、すぐに相談に行けるわけではない。相談をする前に「相談をしても大丈夫そう」、という安心感をもてることが大事だと思う。そのうえで、自分を取りうる選択肢を知り、「相談してみようかな」という気持ちが生まれて、初めて相談につながると思う。



出所：有識者からの助言（こどもたちの声）を基に作成

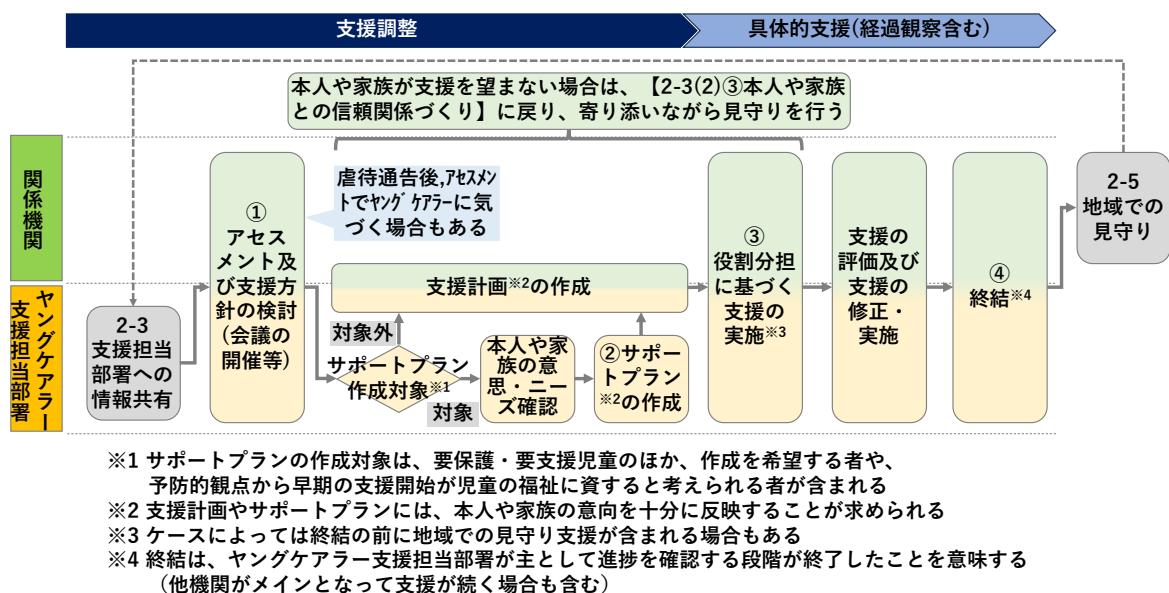


2-4 ヤングケアラーへの支援

(1) 支援調整から具体的支援までの基本的な取組

- 支援調整から具体的支援までの一般的な流れ、関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。
- こどもや家族が支援を望まない場合はサポートプランの作成や支援につなげることを焦らず、寄り添い、見守りを続け、こどもや家族が自分たちから安心して話せるような関係性を構築することが求められます。

図表 2-15：関係機関からの情報共有後、支援につなげるまでの一般的な流れ



出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

① アセスメント及び支援方針の検討（会議の開催等）（実施主体：担当部署、関係機関）

- 支援策を検討するためには、こどもや家族の生活状況、意向や支援の必要性等を確認し、課題を整理することが求められます（図表 2-16 及び「資料編 3 参考文献」参照）。その際は、信頼関係が築けている人と一緒に話を聞いたり、こどもや家族の希望を踏まえ、安心して話せる場所（学校や自宅等）に行くなど、話しやすい環境づくりを行いましょう。
- こどもが相談場所としてカフェ等を希望する場合も考えられますが、特に公的機関の職員の場合、こどもと二人で民間施設等にすることで、周囲からの誤解を招く懸念もあります。そのため、カフェ等の希望があった際は、学校の保健室、放課後の教室や近隣の公的な施設



などを代替候補として提案するなど、他者の目が行き届く環境で話を聴けるよう留意が必要です。ただし、不特定多数の人の出入りがある場合には、プライバシー保護にも留意してください。

図表 2-16：状況を把握するための主なポイント

【主観的情報】
➤ こどもの認識、意向（どうしたいかの希望） ✧ ケアをしている状況（「させられている」、「やらないと怒られる」、「やりたくないけどやっている」、「やりたくてやっている」等） ➤ 家族の認識、意向（どうしたいかの希望） ✧ ケアを受けている状況（「ケアをしてもらってありがたい」、「ケアをさせてしまい申し訳ない」、「家族なのだからケアを担って当然」等）
【客観的情報】
➤ こどもが担っているケアの状況（頻度、対応時間等） ➤ こどもの状況・権利が侵害されている（可能性を含む）状況（生活、健康、交友関係、学習面等） ➤ 家族、親族、要保護者の状況（生活、疾患、障害等） ➤ 生活環境、経済状況 ➤ 既に支援を受けている場合は、支援の状況（インフォーマルサービスを含む）

出所：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック（令和5年3月）を参考に作成

【有識者の声】



ヤングケアラーのケース全般を要支援児童として捉え、要対協の枠組みで対応する自治体もありますが、どのように捉えるかは各自治体の判断に委ねられます。



参考 1：ヤングケアラー支援と児童虐待（虐待やネグレクトが疑われる場合の視点）

- 児童虐待（養育放棄、いわゆるネグレクトを含む）として把握したケースの中には、ケアを担うこどもが含まれる場合があります。その際は、虐待対応に加え、ヤングケアラー支援としての観点（ケアを担うことでこどもが健やかに成長するための時間、勉強する機会、友人との交流する時間の喪失の有無、将来の自立に向けた影響等）から、こどもの負担を軽減するための方策を検討する必要があります。
- ヤングケアラーのいる家庭には、現時点で虐待のリスクが顕在化していなくても、将来的なリスクを予測し、それを軽減するために、家庭内のストレングスや周囲の関わり・支援状況を確認するなど、予防的に関わることも有効です。例えば、要対協で定期的に家族全体の状況を確認し、早期支援につなげるなどの関わりも大切です。

参考 2：会議の開催等

- ヤングケアラーへのアセスメント及び支援計画の検討等を行うため、連携が必要な多様な関係機関を招集し、会議を開催します。会議は図表 2-10 の既存の会議体を活用することが考えられます。
- 会議では、こどもや家族の意向を尊重しつつ、以下の点について話し合うとよいでしょう。なお、会議にて進行管理を行うことも考えられます（詳細な会議の進め方やケース別のサービス一覧については、「資料編 3 参考文献」参照）。

図表 2-17：多機関連携の個別ケース会議で話し合うテーマの例

- これまでの経緯や各機関の関わりについて共有する。
- 図表 2-16 の内容を基に、改めて全員でアセスメントを行う
（多くの機関が異なる視点や情報を共有することで多角的なアセスメントが可能）。
- 支援方針、目標（長期・短期）、計画を検討する。
- 関係機関の役割分担を決める。
- 次回の会議日、モニタリングを行う主体、時期、方法等を決める。

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和 4 年 3 月）図表 24 等を基に本事業にて作成

参考3：ケースの進捗確認

- ヤングケアラー支援に関する相談を受け付けた後は、担当部署を中心に情報を集約し、台帳等を用いてケースの進捗を確認します。
- 担当部署以外の機関で進捗を確認する場合には、支援が必要なこどもに対し、支援の漏れや滞りが生じないようにするため、担当部署と当該機関の間で連携体制が整っていることが求められます。

【有識者の声】



ヤングケアラーの支援体制は、自治体によって様々です。要対協ケースとして、一旦受け止めた上で、支援につなげている自治体もあります。本ガイドラインを参考に、各自治体の実情に合わせ、支援体制を検討することが大切です。

② サポートプランの作成（実施主体：担当部署）

- ヤングケアラー支援においても、サポートプランの作成の検討を行います。サポートプランは、こども家庭センターガイドラインにて「支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が、自らの課題と得られる支援内容を理解し円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しをすること、また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するためのもの」とされています。
- また、サポートプランは、同ガイドラインにて「（こども家庭）センターの職員が対象者と一緒に考え作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、協働作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとも位置づけることができる」とされています。そのため、例えば、①本人との面談、②多機関連携会議により活用しうる支援の把握、③本人との面談によるサポートプランの作成、といった流れが考えられます。
- ただし、こどもや家族が、現状を変えるための支援を望んでいない場合、要支援児童・要保護児童等に該当するからといって、いきなりサポートプランを作成しようとすると、支援への抵抗感を生む可能性がある点には留意が必要です。
- そのような場合には、こどもや家族の気持ちに寄り添い、関係構築に時間をかけながら、こどもや家族のタイミングに合わせてサポートプランの作成を行う等の配慮が大切です（関

係構築のポイントについては「2-3(2)③」も参照）（サポートプランのひな形等は「資料編 3 参考文献」参照）。

図表 2-18：サポートプランの様式に含める項目例

含める必要がある基本項目 （児童福祉法施行規則第1条の39の2）	① 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者の意向 ② 要支援児童等その他の者の解決すべき課題 ③ 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容 ④ ①②③に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項
ヤングケアラーへの対応として含めることが考えられる項目	① 将来どうしたいか（進学・就職など） ② 障害者支援、生活保護、高齢者支援等のサポートの希望 ③ 支援者が、こどもに対して実現したいと思っている支援や取組（ただし、こどもが希望していても家庭がそれを望まない場合もある） ④ 経済面に関すること（経済面の不安を抱えている家庭も多いため） ⑤ 家庭が持っている強み（こどもや家庭ができていること） ⑥ 身近で頼りになる人（している人）

出所：上段はこども家庭センターガイドラインより抜粋、下段は本事業にて作成

【有識者の声】



図表 2-18 の下段の③について、ヤングケアラーへの支援が進むにつれて、保護者の拒否感が強くなる傾向が現場支援の中でしばしばみられます。しかし、保護者の意向とこどもがサポートを求めていることは別問題であり、こどもの視点に立った別の支援策を探るヒントとなる場合があります。

こども・若者本人の発達状況や特性により、話し方も進め方も異なる点には留意が必要です。



家族に対する支援プランを、こどもが決めることは難しい場合があります。そのため、こどもと共にサポートプランを作成することと並行して、こどもがいないところで専門家が客観的にアセスメントをし、支援を検討することも重要です。



- また、こども家庭センターガイドラインでは、ヤングケアラー支援に係る「サポートプラン（及び支援方針）の作成及び支援の実施」について、以下のように記載されています。

「ケア」を担うことにより、こどもとしての時間が持てない状況となっている場合は、以下のように、「ケア」の内容に応じた外部サービス等の導入を検討していく必要がある。

①家庭内の家事やきょうだい児に対するケアである場合

センター（児童福祉機能）において子育て世帯訪問支援事業の活用等を検討していくことが考えられる。

②家族（きょうだい児含む）の障害に対するケアである場合

市町村内の障害福祉担当部門に当該家庭の障害福祉サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

③家族の介護である場合

市町村内の介護保険担当部門に当該家庭の介護保険サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。ヤングケアラーに特化した支援メニューを用意できなかったとしても、対応可能な機関・部署が既存の支援を組み合わせることで提供することが必要です。そのため、各自治体で提供可能なサービスを整理しておきましょう（ヤングケアラーの負担軽減につながるケース別の支援例は「資料編3 参考文献」参照）。
- ヤングケアラーへの支援の特徴としては、ほかにも、支援につながりづらいという点が先行研究で指摘されています。若者向けのカフェ（若者向けの居場所）や学習支援などの取組は、ヤングケアラーという自覚がなくても、気軽に利用できる支援の仕組みであるため、こどもや家族の支援へのきっかけづくりとして効果的です。
- 家事支援については、支援者が家の中に入るという点で、こどもや家族が心理的なハードルを高く感じる場合もあるため、まずは配食支援等で食事を届ける際に会話を交わし、こどもや家族との関係性を構築している自治体もあります（ケア対象者別、支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイントは「資料編3 参考文献」参照）。

③ 役割分担に基づく支援の実施（実施主体：担当部署、関係機関）

- 多機関で連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢については以下の点に留意しましょう（多機関連携の事例については、「参考資料：仮想事例集」参照）。

図表 2-19：連携支援十か条

一	ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
二	緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であると、各機関が理解すること
三	ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
四	支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
五	支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
六	支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、全ての者（機関）が問題を自分事として捉えること
七	各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
八	既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
九	ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
十	円滑に効果的に連携した支援を行うことができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）を基に一部表現を修正

- 普段、ケアを必要とする方と接点がある機関は、ヤングケアラー本人との直接的な関わりがなくても、ヤングケアラー支援において効果的な役割を担うことがあります。例えば、疾患を有する親のケアを担うヤングケアラーに対して、医療機関が患者の病状をヤングケアラー本人や他の関係機関に共有することなどが考えられます。
- また、ヤングケアラーが抱える課題の背景には、介護・ケアを必要とする家族の健康問題や、経済的な困窮など、家族全体に関わる複合的な要因が考えられます。そのため、家族全体の状況改善を図ることが、結果としてヤングケアラーの負担軽減につながることから、家族全体を包括的に支援（家族まろごと支援）することが大切です。



- 教育、福祉、医療、就労支援など、それぞれの専門機関が連携して支援を行うことで、これらの多面的な課題に対応することができ、「家族まるごと支援」が可能になります。
- 例えば、障害や病気のあるこどもを育てる親への支援、障害や病気のある配偶者と暮らす親へのサポート等、多様な支援を家庭に届けることも、こどもの負担軽減につながると考えられます。

【有識者の声】



ヤングケアラーがおかれている状況は多様であり、高齢者福祉分野や障害福祉分野等の公的サービスの利用が難しい場合も考えられます。既存の各制度の枠に収まりきらないケースが生じた際に、対応方針を話し合う場を設けておくことも重要です。

④ 終結（実施主体：担当部署、関係機関）

- サービスの導入等によってこどもが担うケア負担が軽減され、担当部署による支援が必要な状況ではなくなった場合でも、こどもが再びケア負担を抱える可能性を考慮し、支援を終結する際には、図表 2-20 に示すポイントを踏まえて判断する必要があります。
- 具体的には、こどもに心身の不調や行動化（不登校、引きこもり、非行、自傷行為、自殺未遂など）がみられた際に相談窓口等とつながれる状況にあることや、ライフステージの変化（受験期や就職時期）に伴いケア負担が増加した場合に、相談できる大人や家族の状況を話せる大人が、家族以外に少なくとも 1 人いることが求められます。
- ヤングケアラーが担うケアは、長く続く場合も突然終わる場合もあります。こどもの頃から長期にわたってケアを担うことで、学校に通えずに勉強する機会が失われたり、友達との十分な関わりが持てないなど、こどもにとって必要な時間を奪われたことで、社会生活を円滑に営む上での困難さや、ケアが終わった後に生きづらさを感じる場合もあります。そのため、いつでも相談に応じられることや、今後の相談先が変わる場合には、その窓口や担当者に紹介するなど、安心感を持てるような配慮が必要です。



図表 2-20：終結を考える上でのポイント

- 関係機関や地域との関わりの中で継続的な見守りが可能であるか
- 安心して悩み等を話せる相手がいるか
- 困った際に自分で自治体等に対して SOS を出せると考えられるか

※ 上記は終結の際の要件ではないため、必ずしも全てを満たす必要はない。

出所：有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」（令和 6 年 3 月）
第 6 章 6 今後の課題（5）を基に作成

【こども家庭庁担当者の声】



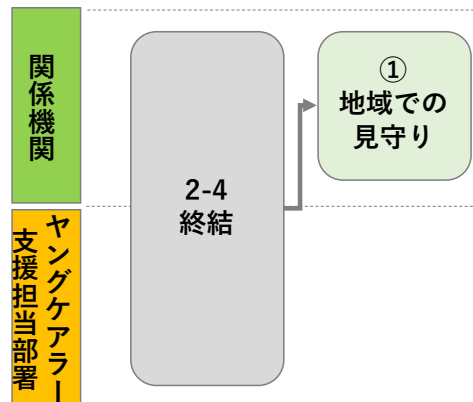
YCC がこども家庭センター以外に配置されている場合は、YCC に引き継いでから、こども家庭センターでの終結とするようにしてください。

2-5 地域での見守り

(1) 支援実施後の基本的な取組

- 各関係機関による支援を実施して以降の一般的な流れ、担当部署及び担当部署以外の関係機関に求められる基本的な取組は下図のとおりです。

図表 2-21：支援実施後の一般的な流れ



出所：本事業にて作成

(2) それぞれの取組を行う際のポイント

①地域での見守り（実施主体：関係機関）

- 要対協での支援が終結して以降も、ヤングケアラーがおかれている状況等に変化が生じる可能性があるため、日頃からこどもや家族と接点のある機関を中心として見守りを行うことが求められます。早期に変化に気づけるような体制（地域の見守り）を整備しましょう。
- こどもが進学する場合は、進学先の学校に支援機関の連絡先を伝えるなど、協力を依頼することも有効です。

図表 2-22：生じうる状況変化の例（再掲）

- 支援実施に伴う本人・家族の状況の変化（家族関係の変化を含む）
- 本人の生活の変化（学校の長期休み等）
- 本人の成長・ライフステージの変化（進学等）
- ケアを受けている家族の状況の変化（入退院・施設入所等）
- それ以外の家族の状況の変化（出産、離婚等家族構成の変化等を含む）

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月）を基に作成

2-6 18 歳以上のヤングケアラーへの支援

(1) 18 歳以上のヤングケアラー支援の概要

- ヤングケアラーが担う家族のケアは、こどもが 18 歳になったからといって終わるものではなく、ケアが続く場合には、児童期からの困難に加え、就職先の選択や、収入を自分の生活のために使うこと、自分らしい人生を歩むことなどにも影響が出ることがあります。
- また、要対協の登録対象ではなくなることや、学校等の所属先がなくなる場合があるなど、18 歳未満の時との差異に留意したうえで、子ども・若者支援地域協議会とも連携をするなどして、年齢による切れ目なく支援を行うことが求められます。

(2) 18 歳未満のヤングケアラーへの支援との相違点

①気づき

- 学校等の所属先がない場合、ヤングケアラーに気づくことは、18 歳未満の場合と比較してより一層困難になります。一方で、若者世代は、自らの状況に気づき、相談にくる場合もあるため、まずは主に都道府県において、18 歳以上のヤングケアラーの相談窓口を明確化することや LINE 相談、ピアサポートなど、18 歳以上の若者が相談しやすい環境を整備することが重要であると考えられます。
- また、家族の介護に関する相談に加え、就労相談、ひきこもり支援などを通して 18 歳以上のヤングケアラーに気づく場合もあります。そのため、18 歳以上の若者と関わりの多い関係機関と協力体制を構築できるよう、研修やアウトリーチ等を行い、ヤングケアラー支援に関する理解を深めてもらうことも必要です。
- 都道府県において 18 歳以上のヤングケアラー支援の中心的な役割を担う機関については、施行通知において、「管内の子ども・若者総合相談センター等を 18 歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、YCC を配置する、あるいは管内をカバーする民間支援団体等に依頼するなど」と例示されるに留まり、明確な定めがありません。そのため、若者への支援機能が十分でない都道府県では、若者支援の強化の検討のほか、こども・若者、教育、福祉などの関係部局の中から、担当部局や相談窓口を明確化することが必要となります。

②情報集約

- 個人情報の共有には本人同意が必要です。ただし、18 歳未満の場合と比較して、本人の意思が明確である場合も多く、また、関係性が構築しやすい場合もあります。
- 18 歳以上のヤングケアラーに気づいた際の自治体の窓口を、都道府県を含む関係機関にも周知することが求められます。特に、オンライン・対面を問わず、サロンは 18 歳以上の利

用者が多いという報告もあるため、サロンを運営する民間団体との連携も重要です。

③支援

- 施行通知において、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待されると示されています。そのため、市区町村においては、都道府県から情報連携を受ける部署をあらかじめ設定しておく必要があります。また、市区町村において支援を行っていたヤングケアラーが18歳を迎えた際には、市区町村が継続的に支援を行うことが有効です。なお、市区町村において、18歳以降に支援を行う部署が、18歳未満のヤングケアラーの担当部署と異なる場合には、事前に18歳になった際の支援体制への移行準備を行う等、切れ目なく、また、連続性を持った対応ができるよう留意が必要です。
- 18歳以上のヤングケアラーにおいても、家族全体を捉える視点は不可欠です。家庭が複合的な課題を抱えている場合も少なくないことから、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用（本人同意がない場合の個人情報の共有が可能（社会福祉法第106条の6））することなども考えられます。
- 本人の意思を尊重しながら個々に合わせた支援をすると共に、状況にあった支援先につなげる点では、18歳未満の場合と同様です。一方で、法的には児童の枠から外れ、支援機関や提供可能な支援メニューが少なくなるため、18歳以上の場合に、どのような支援が活用できるかを整理しておく必要があります。就労支援などの自立支援、サロンやピアサポート支援、公認心理師との面談等による心理的なサポートを行ううえで、民間団体や都道府県等との連携も効果的です（就労支援を含む支援メニューの特徴や課題、効果的な取組事例は「資料編3参考文献」参照）。

④見守り

- 学校等の所属機関がない場合は、モニタリングをする機関やタイミングが難しいことがあります。一方で、本人と直接連絡を取ることが可能な場合も多いため、定期的に連絡をする等、対面に限らず本人の都合等に合わせ、様子を気にかけることが大切です。
- また、18歳以上の場合は活動圏域が広がり、転居等を行う場合もあるため、必要に応じ、市区町村間の連携も必要となります。

【有識者の声】



特に学校等の所属先がない18歳以上のヤングケアラー支援は、地域共生社会を目指した取組や、高齢者福祉のための地域包括ケアシステムの中で若者と接点を持てる取組などと連携することが効果的です。

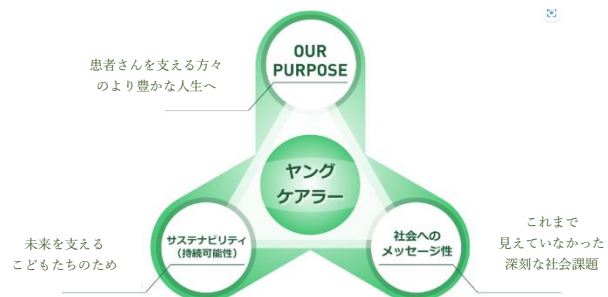
【コラム】自治体と民間企業との連携事例

【事例①：啓発支援活動（関連書籍寄贈活動、公開講座開催支援など）】

- 連携企業：日本イーライリリー株式会社（医薬品の開発・製造・販売）
- 連携内容：
 ヤングケアラーを取り巻く環境改善に向けて神戸市との協働でヤングケアラー支援に取り組んでいる。具体的には、全国で「気づきを広げる」図書寄贈活動や公開講座「ケアと就業を考えるー子ども・若者ケアラーを事例に」を通して、ケアラー当事者、研究者、行政そして民間企業の社員とそれぞれの立場で議論が交わされ、企業や自分たちにできることを考えたり、様々な関係者の連携の重要性への気づく機会の創出などにつながっている。
- 社内アンケート調査では回答者の94.1%が「日本イーライリリーがヤングケアラー支援に取り組むことに意義を感じる」と回答した。具体的な取組アイデアや意気込みも数多く集まっており、自発的に社会に貢献する活動の視点を持った社員の育成や社内コミュニケーションが深まる機会の創出にもつながっている。

《取組む3つのテーマ》

- ☆ ヘルスケア等に関する情報へのアクセス改善や知識向上！
- ☆ 支援団体等による提供サービスのサポート！
- ☆ ヤングケアラーに対する社会の認知向上！



出所：日本イーライリリー株式会社公式ホームページ「ヤングケアラーを取り巻く環境改善に向けて」
 (<https://www.lilly.com/jp/social-impact/youngcarer>：令和6年11月26日取得)

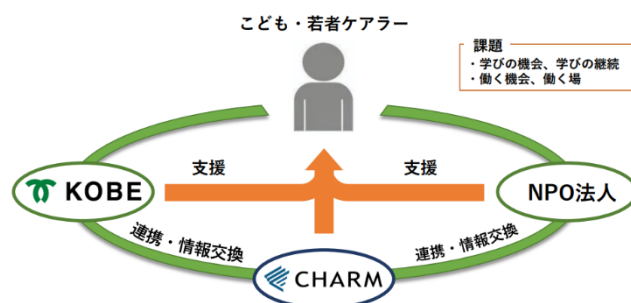
【事例②：就労支援、地域の中での相談支援や見守り支援など】

- 連携先：株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（有料老人ホームの運営）
- 連携内容：
 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下、チャームケア社）は神戸市と「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）支援」に関する事業連携協定を締結している。また、特定非営利活動法人ふうせんの会に対し、活動資金援助や当事者の会である「子ども・若者たちのつどい」を協働で開催している。さらに、社会福祉法人など地域と協力して、運営する有料老人ホームで行うイベント「こども ga カフェ」の開催支援に取り組んでいる。

- 神戸市との事業連携の具体的内容は、①有料老人ホームの空室を活用した「レスパイト支援」、②アルバイト就労を支援する「中間的就労支援」、③チャームケア社に就職した際の奨学金返還支援の3つで、特に、②については、若者ケアラーへの有効な支援策として4名が就労中である。最初は少数の社員だけで始まった社会貢献活動であったが、徐々にメンバーが増え、活動範囲も広がってきた。様々な社会課題を解決するために企業が得意分野を生かして関わっていくことで、社員のモチベーションアップにもつながっており、民間企業としてメリットは大きい。

《取り組む3つのテーマ（SDGs）》

- ✧ 4：質の高い教育をみんなに！
- ✧ 8：働きがいも経済成長も！
- ✧ 3：すべての人に健康と福祉を！



出所：神戸市公式ホームページ「「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）支援」に関する株式会社チャーム・ケア・コーポレーションとの連携協定の締結」
<https://www.city.kobe.lg.jp/a77853/123036910246.html>：令和6年11月26日取得

(3) 市区町村と都道府県の役割分担

- 市区町村と都道府県に求められる基本的な役割は、下図のような分担が考えられます。
- 都道府県が中心となって、それぞれの地域の状況に合わせて役割分担を整理し、支援の流れを明確にしておくことが求められます。

図表 2-23：支援の流れに応じた役割分担例

		主な役割を担うことが期待される機関	
		市区町村	都道府県
支援 の 流れ	① 気づく	○	◎
	② 情報集約	○	◎
	③ 支援	◎	○
	④ 見守り	◎	—

出所：本事業にて作成

【市区町村に求められる基本的な取組】

- 18 歳以上の担当部署（都道府県からのつなぎ先）を明確化する。
- 都道府県等の関係機関に対し、上記の窓口を周知する。
- 個々のケースに応じ、本人や家族の気持ちに寄り添いながら支援を行う。
- 地域の関係機関と連携の上、定期的に連絡をするなどしながら見守りを行う。

【都道府県に求められる基本的な取組】

- 管内の市区町村との役割分担を明確化する。
- 市区町村の担当部署と関係機関の連携推進のためのアドバイスを行う
- LINE 相談やサロン、ピアサポート等、若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じることができ体制を整備し、個々の若者の相談に応じる。
- 若者本人の希望等も踏まえ、必要に応じ、市区町村に情報共有を行う。

(4) 18 歳以上のヤングケアラーに関する広域的な調査

- 施行通知では、「都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定等広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的である」とされています。
- 18 歳以上のヤングケアラーは、学校等の所属先の有無等を含め、おかれている状況は多岐にわたります。広域的な調査では、必ずしもアンケート形式の実態調査が求められるわけではなく、子ども・若者支援地域協議会構成機関等の関係機関への聞き取りなども有効です（大学生への実態調査については「資料編 3 参考文献」参照）。

第3章 ヤングケアラーの支援体制

3-1 職員等の体制

- ヤングケアラー支援では、ケアを担うこどものペースに合わせた丁寧な対応が必要ですが、支援の現場においては、緊急性の高い虐待対応が優先される傾向があり、結果としてヤングケアラー支援に十分なマンパワーを割けない現状があります。
- こうした課題に対応するため、虐待対応とヤングケアラー支援を担う職員を分けることで、それぞれの専門性を高め、より質の高い支援を提供できるようになります。
- 例えば、虐待対応を担う職員は、緊急性の高いケースに迅速に対応し、ヤングケアラー支援を担う職員は、こどものペースに合わせた長期的な支援を行う、といった分業が考えられます（担当を分けた場合も実務者会議等への参加が望まれます）。
- 一方で、小規模自治体等においては、人員や予算の制約がある中で、一人の職員が児童虐待ケースとヤングケアラーケースの両方に対応せざるを得ないことも想定されます。その場合、以下の2点に留意しましょう。

①ヤングケアラーとしての対応が適時に行えるよう留意する

支援を行う職員が多忙である場合でも、ヤングケアラーへの支援が後手にならないよう、関係機関との役割分担を積極的に行い、必要な対応を適時に実施する体制を整えましょう。例えば、学校から相談があった場合において、緊急的な対応が必要でなくても、学校に対して、見守りの際の具体的なポイント（例えば、こどもの表情や授業への集中度、家庭での様子）を共有しておくことや、こどもの状況に変化があった場合に、迅速に支援担当者に連絡できる仕組みを構築するとよいでしょう。

②多機関連携を深めるための活動に充てる時間を捻出する

ヤングケアラーに気づくためには、こどもと日頃から接している関係機関との連携が求められます。しかし、年1回程度の窓口周知や研修会の開催では必ずしも十分とは言えません。待ちの姿勢から脱却し、2-2(1)参考2にも記載のとおり、関係機関との連携を強化するため、積極的に研修会を開催することや、頻回に学校等を訪問し、顔の見える関係を構築するなど、アウトリーチ活動を行うことが、相談しやすい関係性をつくるためにも重要です。

定期的な訪問が難しい場合は、既存の研修等の中に、ヤングケアラーに関する内容を盛り込むなどの工夫をしましょう。

- また、多分野横断的な庁内連携や多機関調整が必要となることから、調整を担う職員（必要に応じ役職者等）を配置することも効果的です。

【有識者の声】



ヤングケアラー支援の専任の担当者を置くことが難しい場合は、要対協の登録が終了（終結）するこども（ヤングケアラー以外も含む）へのフォローを兼務する形で配置も考えられます。その際、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携できると効果的です。

【コラム】自治体における目標設定・事業評価

- 自治体の事業評価においては、相談件数、支援件数が注視されがちです。ただし、人口規模が比較的小規模な自治体では相対的に相談件数が少ないため、当該値を事業評価のよりどころにすると、YCC等の職員配置が見送られる懸念があります。
- ヤングケアラー支援においては、これまで述べてきたとおり、こどもや家族が支援を望まない場合もあり、支援に力を入れたからといって短期的に相談件数、支援件数が伸びるとは限らず、むしろ、無理に支援につなげようとする、大人への不信感につながったり、支援拒否につながったりする可能性もあります。
- そのため、事業評価を行うに当たっては、相談件数、支援件数のみならず、関係機関への研修やアウトリーチの回数等のほか、学校での出張授業、保護者への説明会等、担当部署が直接こどもや家族と接点を持ち、情報を直接伝える取組、地域のヤングケアラーに係る認知度向上等も評価に加えることが考えられます。
- さらに、これまでの調査研究で、ヤングケアラーは家族の体調やケアの状況によって予定変更が生じやすいことが指摘されています。自治体等がサロン等の取組を行う場合も、参加の予定が、急遽キャンセルになる可能性が少なくないということを考慮し、キャンセル件数も含め、こどもとのつながりを持てたことを事業評価に加えることが望まれます。

出所：本事業にて作成

3-2 ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の配置

（YCC の配置をしていない場合は、ヤングケアラー支援の担当部署が組織として機能を代替することが求められます）

- YCC を、民間の支援団体等を含む関係機関とのつなぎ役として配置すると、多機関連携を行う上で有効です。そのほかにも以下に掲げる役割を担うことが考えられます。自治体に配置するのか、NPO 法人等に委託をするのか等の配置方法を含め、自治体の特徴を踏まえて配置を検討しましょう（「参考資料：仮想事例集_事例 1、3、5」も参照）。

図表 3-1：YCC の役割例

支援の流れ	気づき	➤ 関係機関向け研修の企画、実施
	情報集約	➤ 関係機関への助言・相談対応 ➤ 関係機関からの情報集約(本人・家族との対話の機会への同席) ➤ 緊急性の判断
	支援	➤ 本人・家族との対話・相談対応・サポート、ニーズ把握等 ➤ 家族が受けているサービス状況等の確認 ➤ 連携先の検討、連携先へのつなぎ、会議等の調整 ➤ サポートプラン、個別支援計画の検討 ➤ 支援者団体と連携等（ピアサポート、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体との連携等）
	見守り	➤ 本人・家族との対話・相談対応・サポート、ニーズ把握等 ➤ 学校卒業後のヤングケアラーの見守り （卒業後に SSW と関係性が断たれてしまう可能性があるため）
広報啓発、人材育成、地域づくり		➤ 支援機関への定期訪問等による周知啓発・関係づくり （基幹病院・MSW、訪問支援等を行う福祉機関、学校等へ） ➤ 学校での体制（気づきや地域との連携等）の確認及び助言 ➤ 児童生徒等を対象としたヤングケアラーに関する授業・学習会等の実施（こども家庭センターの説明等を含む） ➤ ヤングケアラー支援サポーター養成 ➤ 支援メニューの企画・運営（集いの場の開催）、地域資源の開発 ➤ 支援マニュアル等の策定 ➤ 支援体制の構築（多機関・多職種連携による体制構築）
都道府県の YCC が担う役割例		➤ 市町村の YCC 向けの研修の企画、実施 ➤ 都道府県が把握した 18 歳以上のヤングケアラーの市区町村へのつなぎ（市区町村の 18 歳以上の担当部署が決まるまでのケースの進捗確認） ➤ 市区町村への YCC の派遣（地域によっては YCC の募集をかけても人材が集まらない可能性があるため）

※ 上記はあくまで役割の例であり YCC が上記の全ての役割を担うわけではありません。

出所：本事業にて作成

【こども家庭庁担当者の声】



ネットワークを広げるためにも、YCC は積極的に様々な研修機会を設けてほしいです。予算措置もありますので、積極的に活用ください。

《先行事例紹介（京都府：YCC 養成事例）》

- 京都府では、市町村における支援体制構築に向け、府にヤングケアラー支援コーディネーターを配置するとともに、市町村や関係機関への研修等を実施し、ヤングケアラーに気づき、必要な支援につなげる仕組みづくりを推進しています。
- YCC 養成については、「ヤングケアラー支援は YCC だけに任せておけばよい」ということにならないよう、YCC 養成のみを単独で行うのではなく、支援体制構築の一連の取組の中で行っています。

【実施内容】

ヤングケアラーネットワーク会議の開催 (令和4～5年度)	➤ 市町村ごとに「要保護児童対策地域協議会」を軸として、福祉、介護、医療、教育等の各分野の関係者が出席し、顔の見える関係づくりを行う（21自治体で実施） ➤ 府コーディネーターが市町村・関係機関の職員に対して、講義形式でヤングケアラーへの理解促進と支援に当たっての役割等を説明
YCC 養成研修 (令和5年度)	➤ 市町村においてヤングケアラー支援の中心的役割を担う人材育成を目指す（22自治体等50名参加） 【研修内容】 ① 府のヤングケアラー支援マニュアルを使用した研修（講義形式） ・ヤングケアラーについての基本的理解 ・ヤングケアラーに気づくポイント（アセスメントシートの活用等） ・関係機関の連携による支援 (活用可能な制度・事業の確認、連携の留意点等) ② 事例を使用したグループワーク
ヤングケアラー支援「学習会」 (令和6年度)	➤ 市町村のヤングケアラー支援担当者同士の情報共有により、支援体制の強化を図る（12自治体24名参加） ➤ 府から、国の法改正に伴う今後の対応予定や相談窓口での状況を報告 ➤ 各市町村から、取組状況や課題、担当者の所感などを紹介し、意見交換を実施

出所：京都府提供資料より抜粋

3-3 人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）

（1）人材育成

- ヤングケアラーの支援を推進する上では、関係機関の意識の向上が重要となります。そのため、担当部署が中心となって関係機関向けに研修、勉強会などを行うことが大切です。
- 担当部署や YCC だけで地域の学校や関係機関全てに研修等を行うことは難しい場合があります。そのため、研修の開催に当たっては、参加者を、それぞれの地域や関係機関内で独自に研修会等を開催できる人材に育成することを意識する点が重要です（学校を含む教育部門とこども家庭センター（児童福祉機能）の連携のポイント等は「資料編3 参考文献」参照）。

（2）地域づくり

- ヤングケアラー支援は公的なサービスだけでは十分ではないことが多く、民間団体や地域による支援（こども食堂、学習支援等）も大きな役割を果たします。そのため、2-1 にも記載のとおり、まずは民間団体を含む地域資源を把握しましょう。また、民間団体では自治体との円滑な情報共有が難しい場合もあるため、自治体を中心となって、個人情報のやり取りを含め、情報共有の枠組みを整理しておくことが効果的です。必要に応じて、民間団体の活動を支援する取組なども求められます。
- ヤングケアラーについて正しく理解し、地域でヤングケアラーや家族を見守る「サポーター」を養成する自治体もあります。ヤングケアラー支援サポーター養成講座で得た知識を生かし、地域で「気になるこども」に気づいたら見守る、話を聴いてほしい、というこどもがいたら、相談窓口を教えてあげるなども活動の一つとなります。このような地域を巻き込んだ取組も有効です。

【有識者の声】

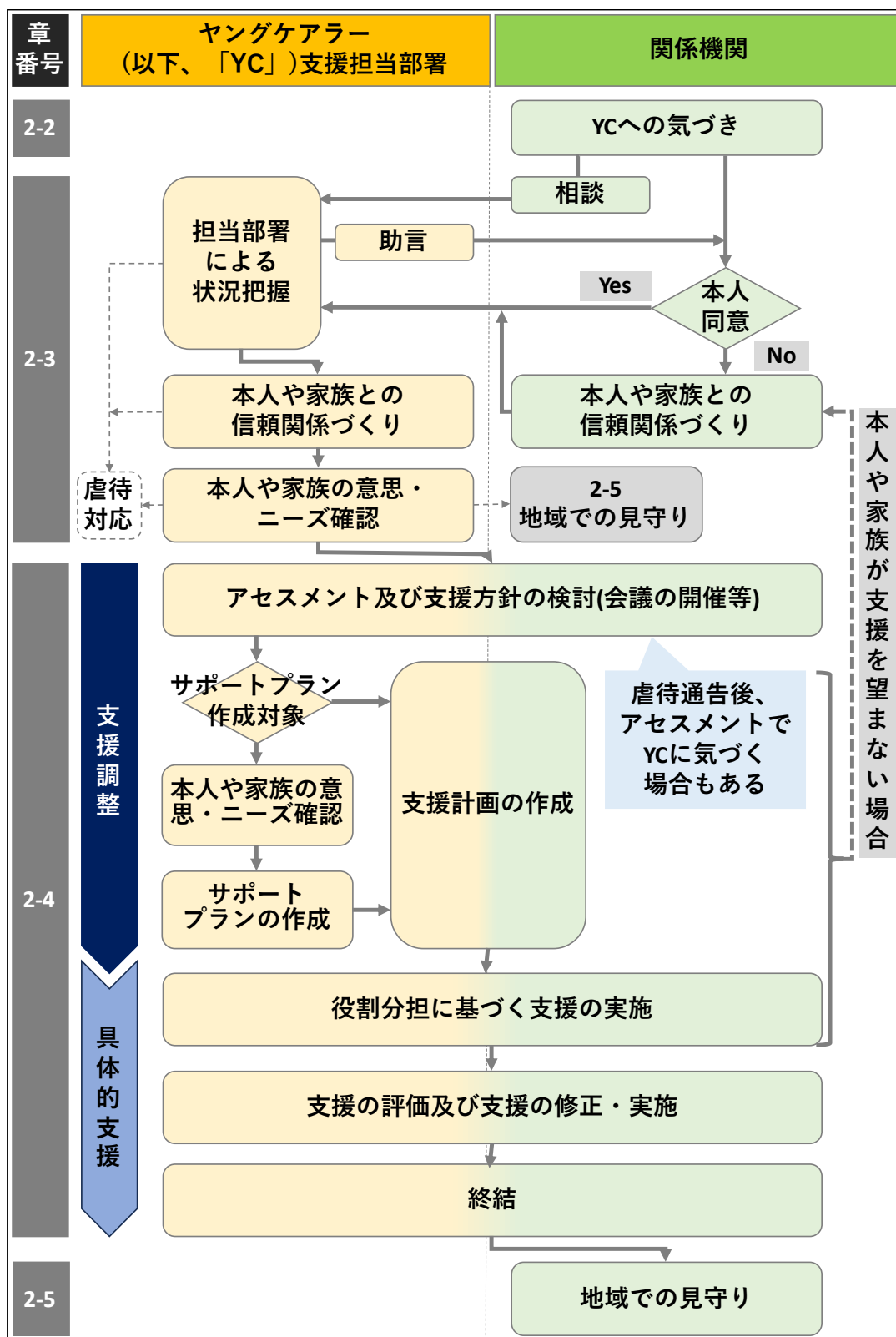


地域住民への普及啓発を行う際は、「気になるこども」に気づいてもらうことに加え、「ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るもの」という視点を含めることも効果的です。現時点では家族のケアをしていない人も、自分がケアをする立場におかれた際などに、必要に応じて自治体につながりやすくなるでしょう。

資料編

1 支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）

図表資-1：支援の一般的な流れ（各パートのフローの統合版）



2 ガイドライン掲載内容一覧（取組状況チェック表）

		取組状況※該当に☑		
		取組済	取組検討	取組保留
はじめに				
1	ガイドラインの目的	—	—	—
2	ガイドラインの対象	—	—	—
3	ガイドラインの活用方法	—	—	—
	《ヤングケアラー(以下、「YC」)支援の振り返り》	☐	☐	☐
第1章 ヤングケアラーに関わる基礎知識				
1-1	YC とは	—	—	—
1-2	YC 支援がなぜ必要なのか	—	—	—
1-3	YC の支援対象を考える際の留意点	—	—	—
1-4	YC 支援の対象年齢	—	—	—
1-5	YC の捉え方・支援者としての姿勢	—	—	—
1-6	各分野における YC 支援に係る制度	—	—	—
第2章 ヤングケアラーの支援				
2-1	YC 支援の流れ及び関係機関の役割	—	—	—
(1)	支援の一般的な流れ	☐	☐	☐
2-2	YC への気づき	—	—	—
(1)	YC に気づくための基本的な取組	☐	☐	☐
2-3	YC 担当部署(以下、「担当部署」)への情報集約	—	—	—
(1)	YC 担当部署への情報集約を行う上での基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-4	YC への支援	—	—	—
(1)	支援調整から具体的支援までの基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-5	地域での見守り	—	—	—
(1)	支援実施後の基本的な取組	☐	☐	☐
(2)	それぞれの取組を行う際のポイント	☐	☐	☐
2-6	18 歳以上の YC への支援	—	—	—
(1)	18 歳以上の YC 支援の概要	☐	☐	☐
(2)	18 歳未満の YC への支援との相違点	☐	☐	☐
(3)	市区町村と都道府県の役割分担	☐	☐	☐
(4)	18 歳以上の YC に関する広域的な調査	☐	☐	☐
第3章 ヤングケアラーの支援体制				
3-1	職員等の体制	☐	☐	☐
3-2	YCC の配置	☐	☐	☐
3-3	人材育成、地域づくり(民間団体との連携を含む)	—	—	—
(1)	人材育成	☐	☐	☐
(2)	地域づくり	☐	☐	☐

3 参考文献

- ① こども家庭庁. (令和 6 年 3 月). こども家庭センターガイドライン. ([リンク](#))
- ② こども家庭庁. (こ支庁第 265 号令和 6 年 6 月 12 日). 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について (ヤングケアラー関係). ([リンク](#))
- ③ 東京都ヤングケアラー支援マニュアル (令和 5 年 3 月) 図表 23 ([リンク](#))

【子ども・子育て支援推進調査研究事業】

- ④ 株式会社日本総合研究所. (令和 4 年 3 月). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書. ([リンク](#))
- ⑤ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社. (令和 3 年 3 月). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書. ([リンク](#))
- ⑥ 野坂祐子. (令和 2 年 3 月). 児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する研究調査. わたしに何が起きているの？支援者用ガイド. ([リンク](#))
- ⑦ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 4 年 3 月). 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究. 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル. ([リンク](#))
- ⑧ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 5 年 3 月). ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究. ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック. ([リンク](#))
- ⑨ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 5 年 3 月). 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究. 児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き. ([リンク](#))
- ⑩ 有限責任監査法人トーマツ. (令和 6 年 3 月). ヤングケアラー支援の効果的取組に関する研究. ([リンク](#))

図表資-2：本ガイドラインと参考文献との対応表

本冊子の章番号		参考文献	参考になるポイント (掲載内容)
1-2	ヤングケアラー支援がなぜ必要か	-	文献⑧付録 2.1 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利
2-2	ヤングケアラーへの気づき	(1)	文献③図表 23 支援機関別の気づくポイント
		(1)	文献⑧付録 1.2 ヤングケアラー気づきツール(大人向け)
		(1)	文献⑦図表 8 ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例（分野別）
		参考 3	文献⑩第 6 章 5 (5) 広報啓発
		参考 4	文献⑧付録 1.1 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)
		参考 4	文献⑤ 中高生を対象とした実態調査
		参考 4	文献④ 小学生、大学生を対象とした実態調査
2-3	ヤングケアラー担当部署への情報集約	(2)③	文献⑧付録 1.1、1.3 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)、ヤングケアラーアセスメントツール（こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すことを目的としたツール）
			文献⑥ こころのケアとその影響について理解するための心理教育用の教材及びその活用のための支援者向けガイド
2-4	ヤングケアラーへの支援	(2)①	文献⑧付録 1.3 ヤングケアラーアセスメントツール（こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すことを目的としたツール。ツール内のIVには「こうなりたい・したい」ということ」の掲載あり）
		(2)① 参考 2	文献⑦図表 23、24 多機関連携の個別ケース会議の進め方
		(2)②	文献① P184,185 サポートプランひな形
		(2)②	文献②別紙 2 ケース別の支援例
		(2)②	文献⑩第 6 章 4 支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイント
2-5	地域での見守り	-	-
2-6	18 歳以上のヤングケアラーへの支援	(2)③	文献⑩第 6 章 4 支援メニュー別の特徴や課題、効果的な取組事例や取組のポイント
		(4)	文献④ 大学生を対象とした実態調査
3-1	職員等の確保	-	-
3-2	ヤングケアラー・コーディネーターの配置	-	-
3-3	人材育成、地域づくり（民間団体との連携を含む）	(1)	文献⑨ 児童福祉部門と教育分野に焦点を当てたヤングケアラー把握・支援の運用の手引き
		(1)	文献⑩第 6 章 5 自治体の体制面等におけるポイント